令和６年度 建設工事実務研修会

日時：令和６年８月 20 日（火）
14：00～
会場：夢づくり会館　ホール

次　　第

１　契約検査課長あいさつ

２　「建設業における労働災害の防止と働き方改革について」
　講師　島田労働基準監督署　土屋孝晃主任監督官

３　令和５年度　建設工事検査結果　　資料１

４　国等からの通知・通達　　資料２

５　島田市入札・契約制度の改正事項及び注意事項　　資料３

～　質疑応答　～

令和5年度建設工事等検査結果について

1. 検査件数・金額（工事100万円以上・委託100万円以上）

年 度		全 体 (①+②)	① 工 事						② 業務委託			
			完成	中間	材料製造	既済部分	手直	計	完了	中間	既済部分	計
令和5年度	件 数	件 281	件 168	件 77	件	件 2	件	件 247	件 32	件	件 2	件 34
	完成検査契約額	円 7,634,705,500	円 7,423,372,400						円 211,333,100			
令和4年度	件 数	件 313	件 170	件 114	件	件 6	件	件 290	件 21	件	件 2	件 23
	完成検査契約額	円 19,878,062,094 (3,378,689,194)	円 19,642,822,694 (3,253,658,794)						円 235,239,400 (125,030,400)			

※上記には、新病院建設事業、駿園学園管理組合を含む。

※令和4年度完成検査契約額の( )内は新病院建設工事を除いた金額。

2. 令和5年度　大型工事（2億円以上）の完成検査

工 種	請負業者名	工 事 名	請負金額 (円)	評 価		備 考
建築	大河原・小桜特定建設工事共同企業体	令和4年度　島田第一小学校校舎等改築工事(建築工事)	1,925,000,000	89	A	教育総務課
管	菱和設備・特種東海フォレスト・名取サービス特定建設工事共同企業体	島田市新庁舎建設工事(空気調和設備工事)	1,052,769,300	79	C	庁舎建設課
電気	シズデン・高橋電気工業・暁電工特定建設工事共同企業体	島田市新庁舎建設工事(電気設備工事)	988,389,600	82	B	庁舎建設課
管	朝日設備㈱	令和4年度　島田第一小学校校舎等改築工事(機械設備工事)	299,200,000	82	B	教育総務課
管	エクノス・森下商事特定建設工事共同企業体	島田市新庁舎建設工事(給排水衛生設備工事)	230,428,000	86	B	庁舎建設課
電気	㈱特種東海フォレスト	令和4年度　島田第一小学校校舎等改築工事(電気設備工事)	220,000,000	73	C	教育総務課

3. 令和5年度　主要な業務委託（3千万円以上）の完了検査

工 種	請負業者名	業 務 名	請負金額 (円)	備 考
測量・設計	(株)フジヤマ　島田営業所	令和4年度　林業用施設災害復旧事業　林道市井平線(市井平橋)測量設計調査業務委託	31,790,000	農林整備課

4. 工事成績　分布

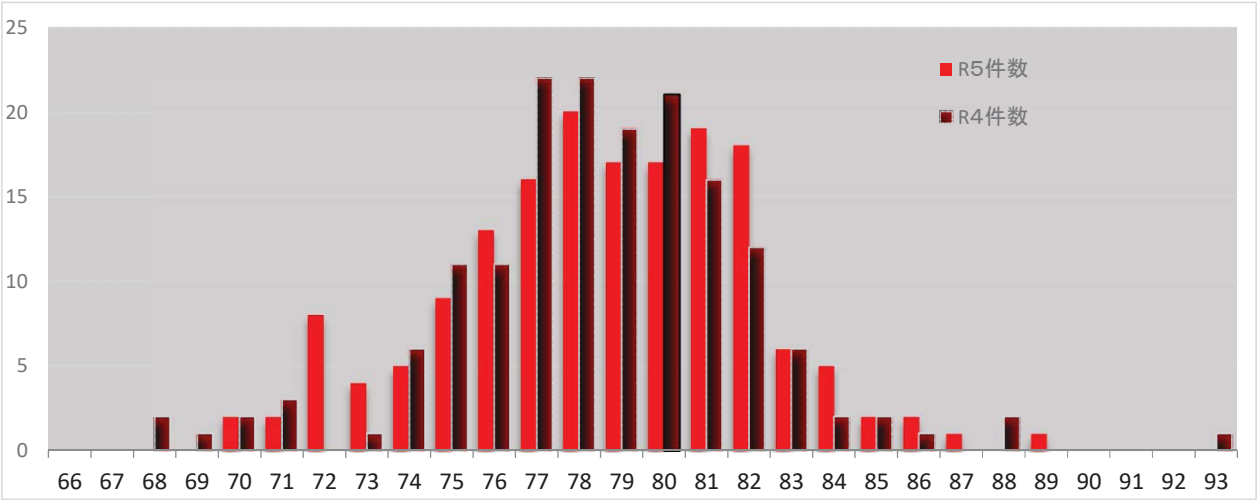

評価点　平均点：単純＝78.6（78.4）加重=82.6（80.7）（　）内はR4　新病院建設工事を除いた数値

成績ランク別分布

令和5年度

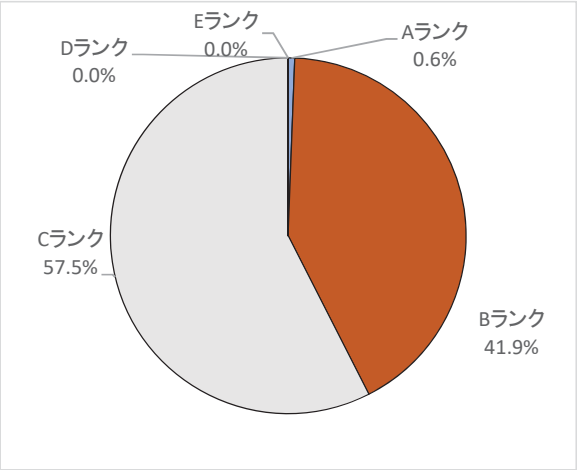

令和4年度

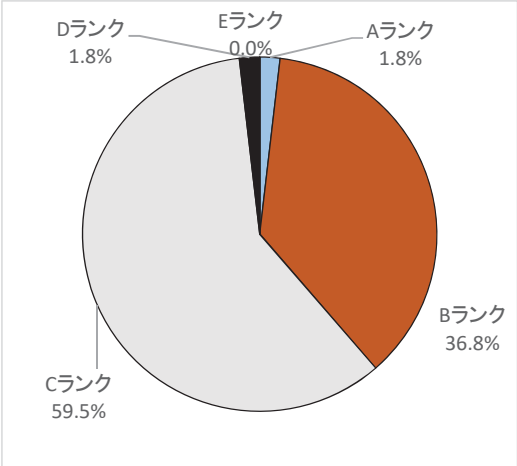

	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク	Eランク	評価無（解体等）	合計
R5	1件	70件	96件	0件	0件	1件	168件
R4	3件	60件	97件	3件	0件	7件	170件

A　：　特にすぐれているもの（100点～88点）
B　：　優良であるもの（87点～80点）
C　：　普通であるもの（79点～70点）
D　：　やや劣るもの（69点～60点）
E　：　劣るもの（59点以下）

5. 令和5年度　Aランク工事

工種	請負業者名	工　事　名	請負金額(円)	評　価	備　考
建築	大河原・小桜特定建設工事共同企業体	令和4年度　島田第一小学校校舎等改築工事(建築工事)	1,925,000,000	89　A	教育総務課
監理	(株)大瀧建築事務所	令和4年度　島田第一小学校校舎等改築工事監理業務委託	58,850,000		

令和5年度　業種別工事検査件数・成績評定一覧

( )書きは、令和4年度の数値

検査業種	検査件数						業者数	工事成績別ランク別件数						最高評定点	最低評定点	平均評定点（加重）	平均評定点（単純）	検査対象金額（円）
	完成	中間	材料	既済部分	材料製造	手直		A（100～88）特に優れているもの	B（87～80）優良であるもの	C（79～70）普通であるもの	D（69～60）やや劣るもの	E（59～）劣るもの	評定無					
土木一式工事	62 (58)	27 (37)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	29 (28)	0 (2)	30 (22)	32 (34)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	87 (88)	70 (71)	80.5 (81.9)	79.0 (79.2)	1,452,594,000 (1,722,369,000)
建築一式工事	9 (8)	12 (24)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	6 (4)	1 (1)	2 (2)	6 (4)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	89 (93)	74 (69)	88.1 (92.7)	78.7 (78.4)	2,112,922,900 (16,691,638,600)
電気工事	13 (10)	4 (4)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	9 (6)	0 (0)	2 (3)	11 (6)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	82 (82)	72 (68)	80.1 (77.3)	76.8 (77.1)	1,295,881,800 (66,044,000)
塗装工事	4 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	3 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	83	77	80.5	80.0	20,911,000 (0)
造園工事	2 (2)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	82 (80)	81 (79)	81.8 (79.9)	81.5 (79.5)	41,426,000 (40,722,000)
機械器具設置工事	16 (5)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	15 (5)	0 (0)	3 (1)	13 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	82 (80)	70 (70)	77.7 (77.1)	76.3 (75.6)	99,786,500 (29,875,340)
舗装工事	12 (12)	11 (23)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	8 (9)	4 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	86 (85)	74 (75)	82.1 (81.0)	80.5 (80.5)	210,738,000 (338,184,000)
解体工事	1 (7)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (7)					3,630,000 (106,557,000)
管工事	17 (23)	6 (3)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	6 (7)	11 (16)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	86 (82)	75 (74)	80.5 (78.6)	78.9 (78.2)	1,637,608,500 (132,363,000)
水道施設工事	13 (23)	10 (19)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (14)	0 (0)	9 (13)	4 (9)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	85 (84)	76 (68)	81.5 (80.2)	80.4 (78.7)	411,235,000 (382,580,000)
その他工事	19 (22)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	16 (18)	0 (0)	5 (2)	14 (20)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	82 (80)	72 (73)	77.2 (77.0)	77.3 (77.1)	136,638,700 (132,489,754)
合計 **平均**	**168** (170)	**77** (114)	**0** (0)	**2** (6)	**0** (0)	**0** (0)	**105** (99)	**1** (3)	**70** (60)	**96** (97)	**0** (3)	**0** (0)	**1** (7)	**89** (93)	**70** (68)	**82.6** (91.0)	**78.6** (78.5)	**7,423,372,400** (19,642,822,694)

担当監督員	主任監督員	検査員	平均評価点
81.2 (81.1)	70.0 (70.4)	80.6 (80.0)	78.6 (78.5)

令和5年度　月別工種別完成検査件数・金額一覧

月別工種別完成検査件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	（内、病院、駿遠学園）
土 木		5	9	2	4			2	6	1	10	23	62	
建 築						1	2		1		1	4	9	1
電 気					1			1	3		4	4	13	
塗 装								2	1		1		4	
造 園									1			1	2	
機 械			2	1	1	1		3	3	1	1	3	16	
舗 装			1	1		2			2	1	1	4	12	
解 体								1					1	
管			2	2	2	6			1	1	1	2	17	2
水 道				1		1	2		2	2	1	4	13	
その他						1	3	2	3	1	2	7	19	
計	0 (1)	5 (2)	14 (5)	7 (5)	8 (7)	12 (10)	7 (14)	11 (5)	23 (27)	7 (8)	22 (21)	52 (65)	168 (170)	3 (4)
%	0 (0.6)	3.0 (1.2)	8.3 (2.9)	4.2 (2.9)	4.8 (4.1)	7.1 (5.9)	4.2 (8.2)	6.5 (2.9)	13.7 (15.9)	4.2 (4.7)	13.1 (12.4)	31.0 (38.2)	100 (100.)	

月別工種別完成検査金額

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	（内、病院、駿遠学園）
土 木		205,744,000	254,804,000	28,369,000	33,616,000			23,925,000	121,385,000	36,971,000	198,176,000	549,604,000	1,452,594,000	
建 築						9,900,000	10,961,500		1,925,000,000		47,960,000	119,101,400	2,112,922,900	9,900,000
電 気					6,930,000			988,389,600	234,289,000		36,657,900	29,615,300	1,295,881,800	
塗 装								8,701,000		4,400,000	7,810,000		20,911,000	
造 園									6,512,000			34,914,000	41,426,000	
機 械			27,610,000	4,125,000	1,186,900	7,843,000		14,520,000	18,645,000	16,280,000	1,298,000	8,278,600	99,786,500	
舗 装			3,355,000	9,372,000		11,440,000			24,464,000	41,712,000	19,591,000	100,804,000	210,738,000	
解 体								3,630,000					3,630,000	
管			5,473,600	10,923,000	5,258,000	1,291,926,900			299,200,000	12,980,000	1,980,000	9,867,000	1,637,608,500	3,895,100
水 道				14,443,000		7,370,000	35,794,000		62,403,000	13,695,000	48,565,000	228,965,000	411,235,000	
その他						1,650,000	16,720,000	12,817,200	44,814,000	12,298,000	5,212,900	43,126,600	136,638,700	
計	0 (4,290,000)	205,744,000 (205,909,000)	291,242,600 (112,651,000)	67,232,000 (166,375,000)	46,990,900 (165,957,000)	1,330,129,900 (171,413,000)	63,475,500 (103,849,900)	1,051,982,800 (125,479,200)	2,736,712,000 (340,209,100)	138,336,000 (214,995,000)	367,250,800 (333,118,754)	1,124,275,900 (17,698,575,740)	7,423,372,400 (19,642,822,694)	13,795,100 (16,396,214,900)
%	0.0 (0.0)	3 (1.0)	3.9 (0.6)	0.9 (0.8)	0.6 (0.8)	17.9 (0.9)	0.9 (0.5)	14.2 (0.6)	36.9 (1.7)	1.9 (1.1)	4.9 (1.7)	15.1 (90.1)	100.0 100.0	

検査実施日をカウントしています。　（　）書きは、令和4年度の数値

工事検査等における注意事項について

〇施工体制

・主任技術者等通知書における建設業法に基づく資格要件イ・ロ・ハの選択は適正に。主任技術者と監理技術者とは条文が違うため、選択も異なります。
資格所有者はそれを優先する。

・現場代理人の兼務申請書と主任技術者・現場代理人の通知書は同時に提出してください。

・施工体制台帳には、下請契約書（再下請以下の場合も）の写しを添付する。

〇契約書等の履行状況

・着手届等は契約日の提出が望ましい。

・火災保険等を付す場合の保険期間は完成日の１４日後とする。

・変更指示書や変更契約書に伴い、変更施工計画書を提出すること。

〇施工計画書

・施工計画書の概要には、設計書が１式であってもできる限り数量を表示する。

・工事用資機材等の輸送計画は距離よりも主要道路を優先する。

・施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致できるように計画書を作成すること。

・再生資源利用計画書、実施書について、間違いが多いことから、内容を再確認する。

・再生資源利用計画書、実施書の生コンについて、高炉スラグ入りの場合は再生品となる。

・監督員と協議を行い変更契約が精算変更となる場合は、変更指示書の時点で変更施工計画書を提出する。

〇施工管理

・建設業許可票の掲示は元請けだけで良い。

・材料の品質に影響が無いように保管している状況を写真にて確認できるようにしておく。

・品質証明（材料承認）の追加提出の一覧表は、追加になったものだけでなく、過去提出したものと合わせ、提出済みが分かるようにしていただきたい。

・細目グレーチング桝蓋は落し込み手掛け付きのものを使用する。車道には細目グレーチングを極力使わない。側溝用嵩上げ細目グレーチングの両側の溝蓋は手掛けをグレーチング側とする。グレーチングは、検査時に持ち上げることが可能となるよう道具の用意をお願いしたい。

・保証書の始期は引渡し日であることから、完成日＋14 日とすることが望ましい。

・歩道の巻込部に水が溜まる現場が散見される。水たまりが生じないように詳細図を作る等施工前に確認をしていただきたい。

・舗装工事では、路盤面の浮石及び有害物除去の状況写真を添付してください。

・水道工事では、バルブは弁筐の中心に真上の方向を向けて設置する。

・解体工事では、地下埋設物（便槽等）の除去状況を写真で記録に残すか、監督員の立会を実施し、検査時に確認できるようにしておく。

・着前・完成写真を電子納品する場合、撮影した箇所ごとに着前・完成の写真を交互に配列する。

・電子納品の工事で検査時にパソコンが用意されていない現場があった。電子納品の場合はパソコンを用意していただくようお願いします。

・砕石基礎等の延長について、写真管理項目とはなっていないが、測定項目にはなっているため、忘れずに延長管理を行う。

国等からの通知・通達

１．監理技術者制度運用マニュアルの一部改正について　Ｐ８

(R6.3.26 通知)

専任工事にて、監理技術者等が現場を不在にする合理的理由の例示の追加等がされています。別添「（参考資料）マニュアル改正概要」にてご確認ください。

２．建設資材等のトラック運搬に係る契約の適正化について　Ｐ29

(R6.3.27 通知)

運転手の労働条件を改善する観点から、「標準的な運賃」が改定されています。「標準的な運賃」を参考指標とし、適正な契約に努めてください。

３．警備業における適切な価格転嫁の実現に向けてについて　Ｐ31

(R6.5.27 通知)

近年の物価上昇を受け、令和５年 11 月 29 日、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（内閣官房・公正取引委員会）が公表され、コストに占める労務費の割合が高く、さらに価格転嫁できていない業種として警備業が挙げられています。一般社団法人全国警備業協会では賃上げ実現に向けたリーフレットを作成しました。

４．下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について　Ｐ34

(R6.8.1 通知)

労務費、原材料費、エネルギーコストの高騰が懸念される中、下請建設企業に対する適切な代金支払等の確保。また、公衆災害や労働災害の防止及び建設生産物の安全性や品質を確保するため、見積・契約時における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保などに努めてください。

国不建技第 290 号
令和 6 年 3 月 26 日

各都道府県主幹部局長　殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
（　　公　　印　　省　　略　　）

監理技術者制度運用マニュアルの一部改正について

監理技術者等に関する制度に関しては、「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日付け国総建第315号）等をもって従来から運用してきたところです。

監理技術者等の働き方改革の推進に資することを目的に「監理技術者制度運用マニュアル」を別添のとおり改正し、令和６年４月１日から適用することとし、各地方整備局建政部長等に通知したので、参考まで送付します。

なお、「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（改正）」（国土建第 309号平成30年12月３日）は廃止します。

「監理技術者制度運用マニュアル」の改正概要（R6.4施行※）

国土交通省

背景

①働き方改革の観点から、育児を含む休暇取得、勤務間インターバル、工事書類作成等が柔軟に出来ることが重要
②カメラや動画を常時通信するネットワーク機能の高度化により、遠隔からの施工管理手法が日々進展
③バックオフィスによる支援が効果的な事例の増加

⇒技術者の働き方改革の推進に資することを目的に、以下の内容のマニュアル改定を実施

（1）専任の取り扱いの明確化

●専任工事※にて、監理技術者等が現場を不在にする合理的理由の例示の追加等

※現場における職務実施が基本だが、必ずしも常駐を必要とするものではない

【不在にする合理的な理由の例示追加】

（現在の例示）
・研修、講習、試験等への参加
・休暇の取得

背景①

（例示追加）
・働き方改革の観点を踏まえた勤務体系
（例：勤務間インターバル）
・当該工事にかかる打合せや書類作成等

【不在にする際の対応の見直し】

（現在の規定）
適正な施工が確保できる体制を確保するとともに、その体制について発注者の了解を得る必要

背景①

（内容改定）
不在が短期間（1～2日程度）の場合※は、その間の施工内容等を踏まえた適切な施工体制を確保することを前提に発注者等の了解を不要
※終日現場を離れている状況が週の稼働日の半数以上の場合及び周期的に現場を離れる場合は除く

【不在の際の適切な施工ができる体制確保の例示追加等】

（現在の例示）
・必要な資格を有する代理の技術者の配置
・工事の品質確保等に支障のない範囲において、連絡を取りうる体制、必要に応じて現場に戻りうる体制の確保

背景②

（例示追加等）
・「リアルタイムの映像・音声による通信手段の確保」、「その通信手段による必要な資格を有する代理の技術者が対応できる体制の確保」を例示に追加
・体制確保の方法は現場状況や不在期間、不在とする監理技術者等の状況を踏まえ適切に選択する旨追記

（2）監理技術者等を支援する者の配置の推進

●監理技術者等の役割を適切に果たすために、支援する者の配置は重要
●バックオフィス支援を念頭に、「大規模な工事現場以外」、「技術者以外」にも推進規定※を拡充

（現在）
監理技術者を支援する者の配置に関する推進規定の内容は以下のとおり限定的
・大規模な工事現場の場合を記載
・支援する者を、「“同じ建設業者に所属”する“技術者”」と記載

背景①③

（内容改定）
・現行の限定的な記述を改め
・なお、支援する者を配置した場合も、技術的な管理をつかさどる監理技術者等 の役割に変わりはない旨追記

※推進規定であり義務ではない

※監理技術者制度運用マニュアルの一部改正について（国土建技第290号、令和6年3月26日）
主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（改正）（国土建第309号 平成30年12月3日）は廃止

旧	新
〔別添〕 **監理技術者制度運用マニュアル** 最終改正　令和4年12月23日国不建第457号 目　次 一　趣旨 二　監理技術者等の設置 二－一　工事外注計画の立案 二－二　監理技術者等の設置 二－三　監理技術者等の職務 二－四　監理技術者等の雇用関係 三　監理技術者等の工事現場における専任 四　監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証の携帯 五　施工体制台帳の整備と施工体系図の作成 六　工事現場への標識の掲示 七　建設業法の遵守	〔別添〕 **監理技術者制度運用マニュアル** 最終改正　令和6年3月26日国不建技第290号 目　次 一　趣旨 二　監理技術者等の設置 二－一　工事外注計画の立案 二－二　監理技術者等の設置 二－三　監理技術者等の職務 二－四　監理技術者等の雇用関係 三　監理技術者等の工事現場における専任 四　監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証の携帯 五　施工体制台帳の整備と施工体系図の作成 六　工事現場への標識の掲示 七　建設業法の遵守
一　趣旨 建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者又は監理技術者の設置を求めている。また、監理技術者が特例監理技術者である場合には、当該工事現場に特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の設置を求めている。 監理技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。以下同じ。）に関する制度（以下「監理技術者制度」という。）は、高度な技術力を有する技術者が施工現場においてその技術力を十分に発揮することにより、建設市場から技術者が適正に設置されていないこと等による不良施工や一括下請負などの不正行為を排除し、技術と経営に優れ発注者から信頼される企業が成長できるような条件整備を行うことを目的としており、建設工事の適正な施工の確保及び建設産業の健全な発展のため、適切に運用される必要がある。 本マニュアルは、建設業法上重要な柱の一つである監理技術者制度を的確に運用するため、行政担当部局が指導を行う際の指針となるとともに建設業者が業務を遂行する際の参考となるものである。	**一　趣旨** 建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者又は監理技術者の設置を求めている。また、監理技術者が特例監理技術者である場合には、当該工事現場に特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の設置を求めている。 監理技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。以下同じ。）に関する制度（以下「監理技術者制度」という。）は、高度な技術力を有する技術者が施工現場においてその技術力を十分に発揮することにより、建設市場から技術者が適正に設置されていないこと等による不良施工や一括下請負などの不正行為を排除し、技術と経営に優れ発注者から信頼される企業が成長できるような条件整備を行うことを目的としており、建設工事の適正な施工の確保及び建設産業の健全な発展のため、適切に運用される必要がある。 本マニュアルは、建設業法上重要な柱の一つである監理技術者制度を的確に運用するため、行政担当部局が指導を行う際の指針となるとともに建設業者が業務を遂行する際の参考となるものである。
（1）建設業における技術者の意義 ・　建設業については、一品受注生産であるためあらかじめ品質を確認できないこと、不適正な施工があったとしても完全に修復するのが困難であること、完成後には瑕疵の有無を確認することが困難であること、長期間、不特定多数に使用されること等の建設生産物の特性に加え、その施工については、総合組立生産であるため施工体制に係る全ての下請負人（以下「下請」という。）を含めた多数の者による様々な工程を総合的にマネージメントする必要があること、現地屋外生産であることから工程が天候に左右されやすいこと等の特性があることから、建設業者の施工能力が特に重要となる。一方、建設業者は、良質な社会資本を整備するという社会的使命を担っているとともに、発注者は、建設業者の施工能力等を拠り所に信頼できる建設業者を選定して建設工事の施工を託している。そのため、建設業者がその技術力を発揮して、建設工事の適正かつ生産性の高い施工が確保されることが極めて重要である。特に現場においては、建設業者が組織として有する技術力と技術者が個人として有する	**（1）建設業における技術者の意義** ①　建設業については、一品受注生産であるためあらかじめ品質を確認できないこと、不適正な施工があったとしても完全に修復するのが困難であること、完成後には瑕疵の有無を確認することが困難であること、長期間、不特定多数に使用されること等の建設生産物の特性に加え、その施工については、総合組立生産であるため施工体制に係る全ての下請負人（以下「下請」という。）を含めた多数の者による様々な工程を総合的にマネージメントする必要があること、現地屋外生産であることから工程が天候に左右されやすいこと等の特性があることから、建設業者の施工能力が特に重要となる。一方、建設業者は、良質な社会資本を整備するという社会的使命を担っているとともに、発注者は、建設業者の施工能力等を拠り所に信頼できる建設業者を選定して建設工事の施工を託している。そのため、建設業者がその技術力を発揮して、建設工事の適正かつ生産性の高い施工が確保されることが極めて重要である。特に現場においては、建設業者が組織として有する技術力と技術者が個人として有する

※削除は旧に赤字下線、修正・追記は新に赤字

旧	新
技術力が相俟って発揮されることによりはじめてこうした責任を果たすことができ、この点で技術者の果たすべき役割は大きく、建設業者は、適切な資格、経験等を有する技術者を工事現場に設置することにより、その技術力を十分に発揮し、施工の技術上の管理を適正に行わなければならない。	技術力が相俟って発揮されることによりはじめてこうした責任を果たすことができ、この点で技術者の果たすべき役割は大きく、建設業者は、適切な資格、経験等を有する技術者を工事現場に設置することにより、その技術力を十分に発揮し、施工の技術上の管理を適正に行わなければならない。
（２）建設業法における監理技術者等	**（２）建設業法における監理技術者等**
・　建設業法においては、建設工事を施工する場合には、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を置かなければならないこととされている。また、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない（法第二十六条第一項及び第二項、令第二条）。 　なお、監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、発注者から直接請け負った特定建設業者が、特例監理技術者を置く場合（監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合）には、監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で置かなければならないこととされている（法第二十六条第三項ただし書）。	①　建設業法（以下「法」という。）においては、建設工事を施工する場合には、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を置かなければならないこととされている。また、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない（法第二十六条第一項及び第二項、令第二条）。 　なお、監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、発注者から直接請け負った特定建設業者が、特例監理技術者を置く場合（監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合）には、監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で置かなければならないこととされている（法第二十六条第三項ただし書）。
・　主任技術者又は監理技術者となるためには、一定の国家資格や実務経験を有していることが必要であり、特に指定建設業（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業）に係る建設工事の監理技術者は、一級施工管理技士等の国家資格者又は建設業法第十五条第二号ハの規定に基づき国土交通大臣が認定した者（以下「国土交通大臣認定者」という。）に限られる（法第二十六条第二項）。	②　主任技術者又は監理技術者となるためには、一定の国家資格や実務経験を有していることが必要であり、特に指定建設業（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業）に係る建設工事の監理技術者は、一級施工管理技士等の国家資格者又は建設業法第十五条第二号ハの規定に基づき国土交通大臣が認定した者（以下「国土交通大臣認定者」という。）に限られる（法第二十六条第二項）。
・　監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者（法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要である。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。	③　監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者（法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要である。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。
（３）本マニュアルの位置付け	**（３）本マニュアルの位置付け**
・　監理技術者制度が円滑かつ的確に運用されるためには、行政担当部局は建設業者を適切に指導する必要がある。本マニュアルは、監理技術者等の設置に関する事項、監理技術者等の専任に関する事項、監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）に関する事項、監理技術者講習に関する事項等、監理技術者制度を運用する上で必要な事項について整理し、運用に当たっての基本的な考え方を示したものである。 　建設業者にあっては、本マニュアルを参考に、監理技術者制度についての基本的考え方、運用等について熟知し、建設業法に基づき適正に業務を行う必要がある。	①　監理技術者制度が円滑かつ的確に運用されるためには、行政担当部局は建設業者を適切に指導する必要がある。本マニュアルは、監理技術者等の設置に関する事項、監理技術者等の専任に関する事項、監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）に関する事項、監理技術者講習に関する事項等、監理技術者制度を運用する上で必要な事項について整理し、運用に当たっての基本的な考え方を示したものである。 　建設業者にあっては、本マニュアルを参考に、監理技術者制度についての基本的考え方、運用等について熟知し、建設業法に基づき適正に業務を行う必要がある。
二　監理技術者等の設置	**二　監理技術者等の設置**
二ー一　工事外注計画の立案	**二ー一　工事外注計画の立案**
発注者から直接建設工事を請け負った建設業者（以下「元請」という）は、施工体制の整備及び監理技術者等の設置の要否の判断等を行うため、専門工事業者等への工事外注の計画（工事外注計画）を立案し、下請契約の請負代金の予定額を的確に把握しておく必要がある。	発注者から直接建設工事を請け負った建設業者（以下「元請」という）は、施工体制の整備及び監理技術者等の設置の要否の判断等を行うため、専門工事業者等への工事外注の計画（工事外注計画）を立案し、下請契約の請負代金の予定額を的確に把握しておく必要がある。
（１）工事外注計画と下請契約の予定額	**（１）工事外注計画と下請契約の予定額**
・　一般的に、工事現場においては、総合的な企画、指導の職務を遂行する監理技術者等を中心とし、	①　一般的に、工事現場においては、総合的な企画、指導の職務を遂行する監理技術者等を中心とし、

※削除は旧に赤字下線、修正・追記は新に赤字

旧	新
専門工事業者等とにより施工体制が構成される。その際、建設工事を適正に施工するためには、工事のどの部分を専門工事業者等の施工として分担させるのか、また、その請負代金の額がどの程度となるかなどについて、工事外注計画を立案しておく必要がある。工事外注計画としては、受注前に立案される概略のものから工事施工段階における詳細なものまで考えられる。元請は、監理技術者等の設置の要否を判断するため、工事受注前にはおおむねの計画を立て、工事受注後速やかに、工事外注の範囲とその請負代金の額に関する工事外注計画を立案し、下請契約の予定額が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となるか否か的確に把握しておく必要がある。なお、当該建設業者は、工事外注計画について、工事の進捗段階に応じて必要な見直しを行う必要がある。 **（２）下請契約について** ・　「下請契約」とは、建設業法において次のように定められている（法第二条第四項）。 「建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約」 　「請負契約」とは、「当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約する契約」であり、単に使用者の指揮命令に従い労務に服することを目的とし、仕事の完成に伴うリスクは負担しない「雇用」とは区別される。元請は、このような点を踏まえ、工事外注の範囲を明らかにしておく必要がある。 ・　なお、公共工事については全面的に一括下請負が禁止されている（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号。以下「入札契約適正化法」という。）第十四条）。また、民間工事についても、共同住宅（長屋は含まない）を新築する建設工事は一括下請負が全面的に禁止されており、それ以外の工事は発注者の書面による承諾を得た場合を除き禁止されている（法第二十二条）。 **二ー二　監理技術者等の設置** 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の予定額を的確に把握して監理技術者を置くべきか否かの判断を行うとともに、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、適正に技術者を設置する必要がある。 **（１）監理技術者等の設置における考え方** ・　建設工事の適正な施工を確保するためには、請け負った建設工事の内容を勘案し適切な技術者を適正に設置する必要がある。このため、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、事前に監理技術者を設置する工事に該当すると判断される場合には、当初から監理技術者を設置しなければならず、監理技術者を設置する工事に該当するかどうか流動的であるものについても、工事途中の技術者の変更が生じないよう、監理技術者になり得る資格を有する技術者を設置しておくべきである。 　また、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の区分にかかわらず、下請契約の請負代金の額が小さくとも工事の規模、難易度等によっては、高度な技術力を持つ技術者が必要となり、国家資格者等の活用を図ることが適切な場合がある。元請は、これらの点も勘案しつつ、適切に技術者を設置する必要がある。 ・　主任技術者については、特定専門工事（土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術の管理の効率化を図る必要がある工事をいう。以下同じ。）において、元請又は上位下請（以下「元請等」という。）が置く主任技術者が自らの職務と併せて、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）の主任技術者が行うべき職務を行うこと	専門工事業者等とにより施工体制が構成される。その際、建設工事を適正に施工するためには、工事のどの部分を専門工事業者等の施工として分担させるのか、また、その請負代金の額がどの程度となるかなどについて、工事外注計画を立案しておく必要がある。工事外注計画としては、受注前に立案される概略のものから工事施工段階における詳細なものまで考えられる。元請は、監理技術者等の設置の要否を判断するため、工事受注前にはおおむねの計画を立て、工事受注後速やかに、工事外注の範囲とその請負代金の額に関する工事外注計画を立案し、下請契約の予定額が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となるか否か的確に把握しておく必要がある。なお、当該建設業者は、工事外注計画について、工事の進捗段階に応じて必要な見直しを行う必要がある。 **（２）下請契約について** ①　「下請契約」とは、建設業法において次のように定められている（法第二条第四項）。 「建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約」 　「請負契約」とは、「当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約する契約」であり、単に使用者の指揮命令に従い労務に服することを目的とし、仕事の完成に伴うリスクは負担しない「雇用」とは区別される。元請は、このような点を踏まえ、工事外注の範囲を明らかにしておく必要がある。 ②　公共工事については全面的に一括下請負が禁止されている（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号。以下「入札契約適正化法」という。）第十四条）。また、民間工事についても、共同住宅（長屋は含まない）を新築する建設工事は一括下請負が全面的に禁止されており、それ以外の工事は発注者の書面による承諾を得た場合を除き禁止されている（法第二十二条）。 **二ー二　監理技術者等の設置** 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の予定額を的確に把握して監理技術者を置くべきか否かの判断を行うとともに、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、適正に技術者を設置する必要がある。 **（１）監理技術者等の設置における考え方** ①　建設工事の適正な施工を確保するためには、請け負った建設工事の内容を勘案し適切な技術者を適正に設置する必要がある。このため、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、事前に監理技術者を設置する工事に該当すると判断される場合には、当初から監理技術者を設置しなければならず、監理技術者を設置する工事に該当するかどうか流動的であるものについても、工事途中の技術者の変更が生じないよう、監理技術者になり得る資格を有する技術者を設置しておくべきである。 　また、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の区分にかかわらず、下請契約の請負代金の額が小さくとも工事の規模、難易度等によっては、高度な技術力を持つ技術者が必要となり、国家資格者等の活用を図ることが適切な場合がある。元請は、これらの点も勘案しつつ、適切に技術者を設置する必要がある。 ②　主任技術者については、特定専門工事（土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術の管理の効率化を図る必要がある工事をいう。以下同じ。）において、元請又は上位下請（以下「元請等」という。）が置く主任技術者が自らの職務と併せて、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）の主任技術者が行うべき職務を行うこと

※削除は旧に赤字下線、修正・追記は新に赤字

旧	新
を、元請等及び当該下請が書面により合意した場合は、当該下請に主任技術者を置かなくてもよいこととされている。この特定専門工事については、型枠工事又は鉄筋工事であって、元請等が本工事を施工するための下請契約の請負代金が四千万円未満のもの（下請契約が 2 以上あるときは合計額）が対象となる（法第二十六条の三第一項、第二項、令第三十条）。 また、特定専門工事において元請等が置く主任技術者は、当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すること、当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれることが要件となる（法第二十六条の三第六項）。この「指導監督的な実務の経験」とは、工事現場主任者、工事現場監督者、職長などの立場で、部下や下請業者等に対して工事の技術面を総合的に指導・監督した経験が対象となる。 なお、元請等と当該下請との契約は請負契約であり、当該下請に主任技術者を置かない場合においても、元請等の主任技術者から当該下請への指示は、当該下請の事業主又は現場代理人などの工事現場の責任者に対し行われなければならない。元請等の主任技術者が当該下請の作業員に直接作業を指示することは、労働者派遣（いわゆる偽装請負）と見なされる場合があることに留意する必要がある。 ・　主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の配置は、原則として 1 名が望ましい。なお、共同企業体（甲型）などで複数の主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、代表する主任技術者又は監理技術者を明確にし、情報集約するとともに、職務分担を明確にしておく必要があり、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について発注者に説明することが重要である。	を、元請等及び当該下請が書面により合意した場合は、当該下請に主任技術者を置かなくてもよいこととされている。この特定専門工事については、型枠工事又は鉄筋工事であって、元請等が本工事を施工するための下請契約の請負代金が四千万円未満のもの（下請契約が 2 以上あるときは合計額）が対象となる（法第二十六条の三第一項、第二項、令第三十条）。 また、特定専門工事において元請等が置く主任技術者は、当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すること、当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれることが要件となる（法第二十六条の三第七項）。この「指導監督的な実務の経験」とは、工事現場主任者、工事現場監督者、職長などの立場で、部下や下請業者等に対して工事の技術面を総合的に指導・監督した経験が対象となる。 なお、元請等と当該下請との契約は請負契約であり、当該下請に主任技術者を置かない場合においても、元請等の主任技術者から当該下請への指示は、当該下請の事業主又は現場代理人などの工事現場の責任者に対し行われなければならない。元請等の主任技術者が当該下請の作業員に直接作業を指示することは、労働者派遣（いわゆる偽装請負）と見なされる場合があることに留意する必要がある。 ③　主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の配置は、原則として 1 名が望ましい。なお、共同企業体（甲型）などで複数の主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、代表する主任技術者又は監理技術者を明確にし、情報集約するとともに、職務分担を明確にしておく必要があり、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について発注者に説明することが重要である。 ④　フレックス工期（建設業者が一定の期間内で工事開始日を選択することができ、これが書面により手続上明確になっている契約方式に係る工期をいう。）を採用した工事又は余裕期間を設定した工事（発注者が余裕期間（発注者が発注書類において６ヶ月を超えない等の範囲で設定する工事着手前の期間をいう）の範囲で工事開始日を指定する工事又は受注者が発注者の指定した余裕期間内で工事開始日を選択する工事）においては、工事開始日をもって契約工期の開始日とみなし、契約締結日から工事開始日までの期間は、監理技術者等を設置することを要しない。
（２）共同企業体における監理技術者等の設置	**（２）共同企業体における監理技術者等の設置**
・　建設業法においては、建設業者はその請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者等を置かなければならないこととされており、この規定は共同企業体の各構成員にも適用され、共同施工方式において下請契約の額が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合には、特定建設業者たる構成員一社以上が監理技術者を設置しなければならない。また、その請負金額が四千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上となる場合は、下請契約の額に応じて主任技術者又は監理技術者を専任で設置しなければならない。（特例監理技術者を設置した場合を除く。） ・　一つの工事を複数の工区に分割し、各構成員がそれぞれ分担する工区で責任を持って施工する分担施工方式にあっては、分担工事に係る下請契約の額が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合には、当該分担工事を施工する特定建設業者は、監理技術者を設置しなければならない。また、分担工事に係る請負金額が四千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上となる場合は設置された主任技術者又は監理技術者は専任でなければならない。（特例監理技術者を設置した場合を除く。） ・　いずれの場合も、その他の構成員は、主任技術者を当該工事現場に設置しなければならないが、公共工事を施工する共同企業体にあっては、共同企業体運用準則に定める構成員の資格要件に従って技術者を設置すべきである。 ・　共同企業体による建設工事の施工が円滑かつ効率的に実施されるためには、すべての構成員が、施	①　建設業法においては、建設業者はその請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者等を置かなければならないこととされており、この規定は共同企業体の各構成員にも適用され、共同施工方式において下請契約の額が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合には、特定建設業者たる構成員一社以上が監理技術者を設置しなければならない。また、その請負金額が四千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上となる場合は、下請契約の額に応じて主任技術者又は監理技術者を専任で設置しなければならない。（特例監理技術者を設置した場合を除く。） ②　一つの工事を複数の工区に分割し、各構成員がそれぞれ分担する工区で責任を持って施工する分担施工方式にあっては、分担工事に係る下請契約の額が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合には、当該分担工事を施工する特定建設業者は、監理技術者を設置しなければならない。また、分担工事に係る請負金額が四千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上となる場合は設置された主任技術者又は監理技術者は専任でなければならない。（特例監理技術者を設置した場合を除く。） ③　いずれの場合も、その他の構成員は、主任技術者を当該工事現場に設置しなければならないが、公共工事を施工する共同企業体にあっては、共同企業体運用準則に定める構成員の資格要件に従って技術者を設置すべきである。 ④　共同企業体による建設工事の施工が円滑かつ効率的に実施されるためには、すべての構成員が、施

※削除は旧に赤字下線、修正・追記は新に赤字

旧	新
工しようとする工事にふさわしい技術者を適正に設置し、共同施工の体制を確保しなければならない。したがって、各構成員から派遣される技術者等の数、資格、配置等は、信頼と協調に基づく共同施工を確保する観点から、工事の規模・内容等に応じ適正に決定される必要がある。このため、編成表の作成等現場職員の配置の決定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ① 工事の規模、内容、出資比率等を勘案し、各構成員の適正な配置人数を確保すること。 ② 構成員間における対等の立場での協議を確保するため、配置される職員は、ポストに応じ経験、年齢、資格等を勘案して決定すること。 ③ 特定の構成員に権限が集中することのないように配慮すること。 ④ 各構成員の有する技術力が最大限に発揮されるよう配慮すること。 **（３）主任技術者から監理技術者への変更** ・ 当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を設置しなければならない。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を置くとともに、特例監理技術者を置く場合は併せて監理技術者補佐となり得る資格を持つ技術者を置かなければならない。 **（４）監理技術者等の途中交代** ・ 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について注文者と合意がなされた場合に認められる。一般的な交代の条件としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などが考えられるが、建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ、その具体的内容について書面その他の方法により受発注者間で合意する必要がある。ただし、公共工事においては、入札の公平性の観点から、原則として元請の監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とすべきである。 ・ なお、監理技術者等の交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。 ・ また、監理技術者等の交代に当たっては、発注者からの求めに応じて、元請が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。 **（５）営業所における専任の技術者と主任技術者又は監理技術者との関係** ・ 営業所における専任の技術者は、営業所に常勤（テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ＩＣＴの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。以下同じ。）を行う場合を含む。）して専らその職務に従事することが求められている。	工しようとする工事にふさわしい技術者を適正に設置し、共同施工の体制を確保しなければならない。したがって、各構成員から派遣される技術者等の数、資格、配置等は、信頼と協調に基づく共同施工を確保する観点から、工事の規模・内容等に応じ適正に決定される必要がある。このため、編成表の作成等現場職員の配置の決定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 １） 工事の規模、内容、出資比率等を勘案し、各構成員の適正な配置人数を確保すること。 ２） 構成員間における対等の立場での協議を確保するため、配置される職員は、ポストに応じ経験、年齢、資格等を勘案して決定すること。 ３） 特定の構成員に権限が集中することのないように配慮すること。 ４） 各構成員の有する技術力が最大限に発揮されるよう配慮すること。 **（３）主任技術者から監理技術者への変更** ① 当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を設置しなければならない。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を置くとともに、特例監理技術者を置く場合は併せて監理技術者補佐となり得る資格を持つ技術者を置かなければならない。 **（４）監理技術者等の途中交代** ① 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について注文者と合意がなされた場合に認められる。一般的な交代の条件としては、監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などが考えられるが、建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ、その具体的内容について書面その他の方法により受発注者間で合意する必要がある。ただし、公共工事においては、入札の公平性の観点から、原則として元請の監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とすべきである。 ② なお、監理技術者等の交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。 ③ また、監理技術者等の交代に当たっては、発注者からの求めに応じて、元請が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。 **（５）営業所における専任の技術者と主任技術者又は監理技術者との関係** ① 営業所における専任の技術者は、営業所に常勤（テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ＩＣＴの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。以下同じ。）を行う場合を含む。）して専らその職務に従事することが求められている。

※削除は旧に赤字下線、修正・追記は新に赤字

旧	新
・　ただし、特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事の専任を要しない主任技術者又は監理技術者となることができる（平成十五年四月二十一日付国総建第十八号）。	②　ただし、特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事の専任を要しない主任技術者又は監理技術者となることができる（平成十五年四月二十一日付国総建第十八号）。
二－三　監理技術者等の職務	**二－三　監理技術者等の職務**
主任技術者及び監理技術者は、建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。	主任技術者及び監理技術者は、建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。
・　主任技術者及び監理技術者の職務は、建設工事の適正な施工を確保する観点から、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどることである。すなわち、建設工事の施工に当たり、施工内容、工程、技術的事項、契約書及び設計図書の内容を把握したうえで、その施工計画を作成し、工事全体の工程の把握、工程変更への適切な対応等具体的な工事の工程管理、品質確保の体制整備、検査及び試験の実施等及び工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理を行うとともに、当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行うことである（法第二十六条の四第一項）。 　また、特例監理技術者は、これらの職務を適正に実施できるよう、監理技術者補佐を適切に指導することが求められる。 ・　このように、主任技術者及び監理技術者の職務は、建設業法において区別なく示されているが、元請の主任技術者及び監理技術者の職務と下請の主任技術者の職務に大きく二分して下表のとおり整理する。これを踏まえ、元請の主任技術者、監理技術者及び下請の主任技術者は職務を誠実に行わなければならない。特例監理技術者は、これらの職務を監理技術者補佐の補佐を受けて実施することができるが、その場合においても、これらの職務が適正に実施される責務を有することに留意が必要である。監理技術者補佐は、特例監理技術者の指導監督の下、特例監理技術者の職務を補佐することが求められる。また、特例監理技術者が現場に不在の場合においても監理技術者の職務が円滑に行えるよう、特例監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制を構築しておく必要がある。 　なお、下請の主任技術者のうち、電気工事、空調衛生工事等において専ら複数工種のマネージメントを行う建設業者の主任技術者は、元請との関係においては下請の主任技術者の役割を担い、下位の下請との関係においては、元請の主任技術者又は監理技術者の指導監督の下、元請が策定する施工管理に関する方針等（施工計画書等）を理解した上で、元請のみの役割を除き、元請の主任技術者及び監理技術者に近い役割を担う（下表右欄）。	①　主任技術者及び監理技術者の職務は、建設工事の適正な施工を確保する観点から、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどることである。すなわち、建設工事の施工に当たり、施工内容、工程、技術的事項、契約書及び設計図書の内容を把握したうえで、その施工計画を作成し、工事全体の工程の把握、工程変更への適切な対応等具体的な工事の工程管理、品質確保の体制整備、検査及び試験の実施等及び工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理を行うとともに、当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行うことである（法第二十六条の四第一項）。 　また、特例監理技術者は、これらの職務を適正に実施できるよう、監理技術者補佐を適切に指導することが求められる。 ②　このように、主任技術者及び監理技術者の職務は、建設業法において区別なく示されているが、元請の主任技術者及び監理技術者の職務と下請の主任技術者の職務に大きく二分して下表のとおり整理する。これを踏まえ、元請の主任技術者、監理技術者及び下請の主任技術者は職務を誠実に行わなければならない。特例監理技術者は、これらの職務を監理技術者補佐の補佐を受けて実施することができるが、その場合においても、これらの職務が適正に実施される責務を有することに留意が必要である。監理技術者補佐は、特例監理技術者の指導監督の下、特例監理技術者の職務を補佐することが求められる。また、特例監理技術者が現場に不在の場合においても監理技術者の職務が円滑に行えるよう、特例監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制を構築しておく必要がある。 　なお、下請の主任技術者のうち、電気工事、空調衛生工事等において専ら複数工種のマネージメントを行う建設業者の主任技術者は、元請との関係においては下請の主任技術者の役割を担い、下位の下請との関係においては、元請の主任技術者又は監理技術者の指導監督の下、元請が策定する施工管理に関する方針等（施工計画書等）を理解した上で、元請のみの役割を除き、元請の主任技術者及び監理技術者に近い役割を担う（下表右欄）。

※削除は旧に赤字下線、修正・追記は新に赤字

旧

表：主任技術者及び監理技術者の職務

	元請の主任技術者及び監理技術者	下請の主任技術者	【参考】下請の主任技術者（専ら複数工種のマネージメント）
役割	○請け負った建設工事全体の統括的施工管理	○請け負った範囲の建設工事の施工管理	○請け負った範囲の建設工事の統括的施工管理
施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要領書等の修正	○請け負った範囲の建設工事の施工要領書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○工程会議等への参加※	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等への参加※、巡回
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認（原則） ○元請（上位下請）への施工報告	○請け負った範囲の建設工事に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認 ○現場作業に係る実地の技術指導	○請け負った範囲の建設工事における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○請け負った範囲の建設工事における現場作業に係る実地の総括的技術指導

※　非専任の場合には、毎日行う会議等への参加は要しないが、要所の工程会議等には参加し、工程管理を行うことが求められる

・　上記の職務は、業務内容及び業務環境に応じて、テレワークにより行う場合も含まれる。

・　上記の職務の他に、関係法令に基づく職務を監理技術者等が行う場合には、適切にその職務を遂行する必要がある。特に安全管理については、労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）に基づき統括安全衛生責任者等を設置する必要があるが、監理技術者等が兼ねる場合には、適切に行う必要がある。

・　下請の主任技術者の当該工事における職務（専ら複数工種のマネージメントを行い元請の監理技術者等に近い役割を担うかどうか等）について、例えば、法第二十四条の八の規定に基づき作成する施工体系図の写しを活用して記載し、下請が記載内容を確認するなどにより、元請及び下請の双方が合意した内容を明確にしておく。なお、同条の規定に基づく施工体系図の作成を行わない工事においても、下請の主任技術者の当該工事における職務について、元請及び下請の双方が合意した内容を書面にしておくことが望ましい。

・　建設工事の目的物の一部を構成する工場製品の品質管理について、請負契約により調達したものだけでなく、売買契約（購入）により調達したものであっても、品質に関する責任は、工場製品を製造する企業だけでなく、工場へ注文した下請（又は元請）やその上位の下請、元請にも生ずる。このため、当該工場製品を工場へ注文した下請（又は元請）やその上位の下請、元請の主任技術者等は、工場での工程についても合理的な方法で品質管理を行うことが基本であり、主要な工程の立会い確認や規格品及び認定品に関する品質証明書類の確認などの適宜合理的な方法による品質管理を行う必要がある。

工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行

新

表：主任技術者及び監理技術者の職務

	元請の主任技術者及び監理技術者	下請の主任技術者	【参考】下請の主任技術者（専ら複数工種のマネージメント）
役割	○請け負った建設工事全体の統括的施工管理	○請け負った範囲の建設工事の施工管理	○請け負った範囲の建設工事の統括的施工管理
施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要領書等の修正	○請け負った範囲の建設工事の施工要領書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○工程会議等への参加※	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等への参加※、巡回
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認（原則） ○元請（上位下請）への施工報告	○請け負った範囲の建設工事に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認 ○現場作業に係る実地の技術指導	○請け負った範囲の建設工事における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○請け負った範囲の建設工事における現場作業に係る実地の総括的技術指導

※　非専任の場合には、毎日行う会議等への参加は要しないが、要所の工程会議等には参加し、工程管理を行うことが求められる

③　上記の職務は、業務内容や現場の状況確認と意思疎通に必要なリアルタイムの音声・映像の送受信が可能な環境等により、工事現場以外の場所で行う場合も含まれる。

④　上記の職務の他に、関係法令に基づく職務を監理技術者等が行う場合には、適切にその職務を遂行する必要がある。特に安全管理については、労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）に基づき統括安全衛生責任者等を設置する必要があるが、監理技術者等が兼ねる場合には、適切に行う必要がある。

⑤　下請の主任技術者の当該工事における職務（専ら複数工種のマネージメントを行い元請の監理技術者等に近い役割を担うかどうか等）について、例えば、法第二十四条の八の規定に基づき作成する施工体系図の写しを活用して記載し、下請が記載内容を確認するなどにより、元請及び下請の双方が合意した内容を明確にしておく。なお、同条の規定に基づく施工体系図の作成を行わない工事においても、下請の主任技術者の当該工事における職務について、元請及び下請の双方が合意した内容を書面にしておくことが望ましい。

⑥　建設工事の目的物の一部を構成する工場製品の品質管理について、請負契約により調達したものだけでなく、売買契約（購入）により調達したものであっても、品質に関する責任は、工場製品を製造する企業だけでなく、工場へ注文した下請（又は元請）やその上位の下請、元請にも生ずる。このため、当該工場製品を工場へ注文した下請（又は元請）やその上位の下請、元請の主任技術者等は、工場での工程についても合理的な方法で品質管理を行うことが基本であり、主要な工程の立会い確認や規格品及び認定品に関する品質証明書類の確認などの適宜合理的な方法による品質管理を行う必要がある。

工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行

※削除は旧に赤字下線、修正・追記は新に赤字

旧	新
う指導に従わなければならない（法第二十六条の四第二項）。 ・　大規模な工事現場等については、監理技術者に求められる役割を一人の監理技術者が直接こなすことは困難であり、良好な施工を確保するためにも、監理技術者を支援する他の技術者を同じ建設業者に所属する技術者の中から配置することが望ましい。ただし、そのような場合も、これらの技術者はあくまでも監理技術者を支援する立場の者であり、一つの工事現場において総括的な立場として一人の監理技術者に情報集約（共同企業体で複数の監理技術者の配置が必要な場合は、それぞれ担当の監理技術者に情報集約）し、監理技術者はこれらの他の技術者の職務を総合的に掌握するとともに指導監督する必要がある。この場合において、適正な施工を確保する観点から、個々の技術者の職務分担を明確にしておく必要があり、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について、発注者に説明することが重要である。 ・　現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、監理技術者等との密接な連携が適正な施工を確保する上で必要不可欠である。なお、監理技術者等と現場代理人はこれを兼ねることができる（公共工事標準請負契約約款第十条）。	う指導に従わなければならない（法第二十六条の四第二項）。 ⑦　主任技術者又は監理技術者に求められる役割を一人の主任技術者又は監理技術者が直接こなすことが困難な場合があり、その場合、良好な施工の確保や働き方改革の観点からも、主任技術者又は監理技術者を支援する技術者その他の人員（以下、「技術者等」という。）を配置することが望ましい。ただし、そのような場合も、これらの技術者等はあくまでも主任技術者又は監理技術者を支援する立場の者であり、技術上の管理をつかさどる主任技術者又は監理技術者の役割に変わりは無いことに留意する必要がある。 　また、大規模な工事現場等においては、総括的な立場として一人の監理技術者に情報集約（共同企業体で複数の監理技術者の配置が必要な場合は、それぞれ担当の監理技術者に情報集約）し、監理技術者はこれらの他の技術者の職務を総合的に掌握するとともに指導監督する必要がある。この場合において、適正な施工を確保する観点から、個々の技術者の職務分担を明確にしておく必要があり、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について、発注者に説明することが重要である。 ⑧　現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、監理技術者等との密接な連携が適正な施工を確保する上で必要不可欠である。なお、監理技術者等と現場代理人はこれを兼ねることができる（公共工事標準請負契約約款第十条）。
二－四　監理技術者等の雇用関係 建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることが必要であり、このような雇用関係は、資格者証又は健康保険被保険者証等に記載された所属建設業者名及び交付日により確認できることが必要である。	**二－四　監理技術者等の雇用関係** 建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることが必要であり、このような雇用関係は、資格者証又は健康保険被保険者証等に記載された所属建設業者名及び交付日により確認できることが必要である。
（１）監理技術者等に求められる雇用関係 ・　建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要である。また、建設業者としてもこのような監理技術者等を設置して適正な施工を確保することが、当該建設業者が技術と経営に優れた企業として評価されることにつながる。 ・　発注者は設計図書の中で雇用関係に関する条件や雇用関係を示す書面の提出義務を明示するなど、あらかじめ雇用関係の確認に関する措置を定め、適切に対処することが必要である。	**（１）監理技術者等に求められる雇用関係** ①　建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要である。また、建設業者としてもこのような監理技術者等を設置して適正な施工を確保することが、当該建設業者が技術と経営に優れた企業として評価されることにつながる。 ②　発注者は設計図書の中で雇用関係に関する条件や雇用関係を示す書面の提出義務を明示するなど、あらかじめ雇用関係の確認に関する措置を定め、適切に対処することが必要である。
（２）直接的な雇用関係の考え方 ・　直接的な雇用関係とは、監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、資格者証、健康保険被保険者証又は市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等によって建設業者との雇用関係が確認できることが必要である。したがって、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえない。 ・　直接的な雇用関係であることを明らかにするため、資格者証には所属建設業者名が記載されており、所属建設業者名の変更があった場合には、三十日以内に指定資格者証交付機関に対して記載事項の変更を届け出なければならない（規則第十七条の三十三第一項及び第十七条の三十四第一項）。 ・　指定資格者証交付機関は、資格者証への記載に当たって、所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を、健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書により確認しているが、資格者証中の所属建設業者の記載や主任技術者の雇用関係に疑義がある場合は、同様の方法等により行う必要がある。具体的には、	**（２）直接的な雇用関係の考え方** ①　直接的な雇用関係とは、監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、資格者証、健康保険被保険者証又は市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等によって建設業者との雇用関係が確認できることが必要である。したがって、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえない。 ②　直接的な雇用関係であることを明らかにするため、資格者証には所属建設業者名が記載されており、所属建設業者名の変更があった場合には、三十日以内に指定資格者証交付機関に対して記載事項の変更を届け出なければならない（規則第十七条の三十四第一項及び第十七条の三十六第一項）。 ③　指定資格者証交付機関は、資格者証への記載に当たって、所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を、健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書により確認しているが、資格者証中の所属建設業者の記載や主任技術者の雇用関係に疑義がある場合は、同様の方法等により行う必要がある。具体的には、

※削除は旧に赤字下線、修正・追記は新に赤字

旧	新
① 本人に対しては健康保険被保険者証 ② 建設業者に対しては健康保険被保険者標準報酬決定通知書、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、当該技術者の工事経歴書 の提出を求め確認するものとする。	1） 本人に対しては健康保険被保険者証 2） 建設業者に対しては健康保険被保険者標準報酬決定通知書、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、当該技術者の工事経歴書 の提出を求め確認するものとする。
（３）恒常的な雇用関係の考え方	**（３）恒常的な雇用関係の考え方**
・ 恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことができることが必要であり、特に国、地方公共団体及び公共法人等（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社）が発注する建設工事（以下「公共工事」という。）において、元請の専任の主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日）以前に三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。 また、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更（契約書又は登記簿の謄本等により確認）があった場合、変更前の建設業者と三ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。 なお、震災等の自然災害の発生又はその恐れにより、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生又は拡大を防止する観点から最も合理的であって、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りではない。 ・ 恒常的な雇用関係については、資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要である。 ・ また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されている（＝恒常的な雇用関係にある）ものとみなす。	① 恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことができることが必要であり、特に国、地方公共団体及び公共法人等（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社）が発注する建設工事（以下「公共工事」という。）において、元請の専任の主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日）以前に三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。 また、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更（契約書又は登記簿の謄本等により確認）があった場合、変更前の建設業者と三ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。 なお、震災等の自然災害の発生又はその恐れにより、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生又は拡大を防止する観点から最も合理的であって、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りではない。 ② 恒常的な雇用関係については、資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要である。 ③ また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されている（＝恒常的な雇用関係にある）ものとみなす。
（４）持株会社化等による直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い	**（４）持株会社化等による直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い**
・ 建設業を取り巻く経営環境の変化等に対応するため、建設業者が営業譲渡や会社分割をした場合や持株会社化等により企業集団を形成している場合及び官公需適格組合の場合における建設業者と監理技術者等との間の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いの特例について、次の通り定めている。 ① 建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて（平成十三年五月三十日付、国総建第百五十五号） ② 持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて（改正）（平成二十八年十二月十九日付、国土建第三百四十九号） ③ 親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）（平成二十八年五月三十一日付、国土建第百十九号）	① 建設業を取り巻く経営環境の変化等に対応するため、建設業者が営業譲渡や会社分割をした場合や持株会社化等により企業集団を形成している場合及び官公需適格組合の場合における建設業者と監理技術者等との間の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いの特例について、次の通り定めている。 1） 建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて（平成十三年五月三十日付、国総建第百五十五号） 2） 持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて（改正）（平成二十八年十二月十九日付、国土建第三百五十七号） 3） 企業集団内の出向社員係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（令和六年三月二十六日付、国土建技第二百九十号）

※削除は旧に赤字下線、修正・追記は新に赤字

旧	新
④ 官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）（平成二十八年三月二十四日付、国土建第四百八十三号）	4） 官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（令和五年三月十三日付、国土建第六百一号）
三　監理技術者等の工事現場における専任	**三　監理技術者等の工事現場における専任**
主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を除く。）は、公共性のある工作物に関する重要な工事に設置される場合には、工事現場ごとに専任の者でなければならない。 特例監理技術者を設置する場合は、当該工事現場に設置する監理技術者補佐は専任の者でなければならない。 法第二十六条の三の規定を利用して設置する特定専門工事の元請等の主任技術者は、専任の者でなければならない。 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。 元請については、施工における品質確保、安全確保等を図る観点から、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を専任で設置すべき期間が、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。	主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を除く。）は、公共性のある工作物に関する重要な工事に設置される場合には、工事現場ごとに専任の者でなければならない。 特例監理技術者を設置する場合は、当該工事現場に設置する監理技術者補佐は専任の者でなければならない。 法第二十六条の三の規定を利用して設置する特定専門工事の元請等の主任技術者は、専任の者でなければならない。 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。 元請については、施工における品質確保、安全確保等を図る観点から、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を専任で設置すべき期間が、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。
（１）工事現場における監理技術者等の専任の基本的な考え方	**（１）工事現場における監理技術者等の専任の基本的な考え方**
・ 主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を除く。）は、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事については、より適正な施工の確保が求められるため、工事現場ごとに専任の者でなければならない（法第二十六条第三項）。 ・ 特例監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合、適正な施工の確保を図る観点から、当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で置かなければならない。 なお、特例監理技術者が兼務できる工事現場数は２とされている（法第二十六条第四項、令第二十九条）。兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とする。この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましい。なお、特例監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要と認られるときは、国土交通大臣又は都道府県知事から特例監理技術者の変更を指示することができる（法第二十八条一項第五号）。 ・ 特定専門工事において、元請等の主任技術者は、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）に主任技術者を置かない場合、適正な施工を確保する観点から、工事現場ごとに専任の者を置くこと等を求めている（法第二十六条の三第一項、第二項、第六項）。 ・ 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。 したがって、専任の主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐は、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する（例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品	① 主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を除く。）は、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事については、より適正な施工の確保が求められるため、工事現場ごとに専任の者でなければならない（法第二十六条第三項）。 ② 特例監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合、適正な施工の確保を図る観点から、当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で置かなければならない。 なお、特例監理技術者が兼務できる工事現場数は２とされている（法第二十六条第四項、令第二十九条）。兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とする。この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましい。なお、特例監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要と認められるときは、国土交通大臣又は都道府県知事から特例監理技術者の変更を指示することができる（法第二十八条一項第五号）。 ③ 特定専門工事において、元請等の主任技術者は、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）に主任技術者を置かない場合、適正な施工を確保する観点から、工事現場ごとに専任の者を置くこと等を求めている（法第二十六条の三第一項、第二項、第六項）。 ④ 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることを意味するものであり、当該建設工事の技術上の管理や施工に従事する者の技術上の指導監督といった監理技術者等の職務を踏まえると、当該工事現場にて業務を行うことが基本と考えられる。一方で、専任の趣旨を踏まえると、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。 したがって、専任の主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐は、当該建設工事に関する打ち合わせや書類作成等の業務に加え、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、働き方改革の観点を踏まえた勤務体系その他の合理的な理由で、短期間（１～２日程度）工事現場を離れ

※削除は旧に赤字下線、修正・追記は新に赤字

旧	新
質確保等に支障の無い範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等）とともに、その体制について、元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。 なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、主任技術者又は監理技術者が、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、主任技術者又は監理技術者が担う役割に支障が生じないようにする必要がある。 この際、例えば必要な資格を有する代理の技術者の配置等により適切な施工ができると判断される場合には、現場に戻りうる体制を確保することは必ずしも要しないなど、監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることのないように配慮すべきである。さらには、建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点からも、監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制を確保する等、監理技術者等の適正な配置等に留意すべきである。 なお、特定専門工事における元請等の主任技術者については、直接契約を締結した下請の主任技術者としての職務も担っていることから、短期間工事現場を離れる場合などの施工体制の確保については、元請等のみならず、当該下請としての技術者の役割についても支障が生じないよう留意する必要がある。 ・　「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事」とは、次の各号に該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が四千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上のものをいう（建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号。以下、「令」という。）第二十七条第一項）。 ①　国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事 ②　鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道に関する建設工事 ③　電気事業用施設（電気事業の用に供する発電、送電、配電又は変電その他の電気施設をいう。）又はガス事業用施設（ガス事業の用に供するガスの製造又は供給のための施設をいう。）に関する建設工事 ④　石油パイプライン事業法第五条第二項第二号に規定する事業用施設、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者が同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設、放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者又は同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者が同条第一号に規定する放送の用に供する施設（鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の塔その他これに類する施設に限る。）、学校、図書館、美術館、博物館又は展示場、社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する施設、病院又は診療所、火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設、熱供給事業法第二条第四項に規定する熱供給施設、集会場又は公会堂、市場又は百貨店、事務所、ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿、公衆浴場、興行場又はダンスホール、神社、寺院又は教会、工場、ドック又	ることについて、その間における施工内容等を踏まえ、適切な施工ができる体制を確保することができる場合は差し支えない。それを超える期間現場を離れる場合、終日現場を離れている状況が週の稼働日の半数以上の場合、周期的に現場を離れる場合については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は下請の了解を得ている場合に、差し支えないものとする。ただし、いずれの場合も、監理技術者等が現地での対応が必要な場合は除く。 なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、現場状況や不在期間、不在とする主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の状況等を踏まえ、例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制の確保、リアルタイムの映像・音声による通信手段の確保、その通信手段を活用した必要な資格を有する代理の技術者による対応等が考えられる。ただし、主任技術者又は監理技術者が、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、監理技術者等が担う役割に支障が生じないようにする必要がある。 この際、監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることのないように配慮すべきであるとともに、建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点からも、監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制を確保する等、監理技術者等の適正な配置等に留意すべきである。 なお、特定専門工事における元請等の主任技術者については、直接契約を締結した下請の主任技術者としての職務も担っていることから、短期間工事現場を離れる場合などの施工体制の確保については、元請等のみならず、当該下請としての技術者の役割についても支障が生じないよう留意する必要がある。 ⑤　「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事」とは、次の各号に該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が四千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上のものをいう（建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号。以下、「令」という。）第二十七条第一項）。 1）　国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事 2）　鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道に関する建設工事 3）　電気事業用施設（電気事業の用に供する発電、送電、配電又は変電その他の電気施設をいう。）又はガス事業用施設（ガス事業の用に供するガスの製造又は供給のための施設をいう。）に関する建設工事 4）　石油パイプライン事業法第五条第二項第二号に規定する事業用施設、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者が同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設、放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者又は同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者が同条第一号に規定する放送の用に供する施設（鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の塔その他これに類する施設に限る。）、学校、図書館、美術館、博物館又は展示場、社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する施設、病院又は診療所、火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設、熱供給事業法第二条第四項に規定する熱供給施設、集会場又は公会堂、市場又は百貨店、事務所、ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿、公衆浴場、興行場又はダンスホール、神社、寺院又は教会、工場、ドック

※削除は旧に赤字下線、修正・追記は新に赤字

旧	新
は倉庫、展望塔に関する建設工事 ・　事務所・病院等の施設又は工作物と戸建て住宅を兼ねたもの（以下「併用住宅」という。）について、併用住宅の請負代金の総額が八千万円以上（建築一式工事の場合）である場合であっても、以下の２つの条件を共に満たす場合には、戸建て住宅と同様であるとみなして、主任技術者又は監理技術者の専任配置を求めない。 ①　事務所・病院等の非居住部分（併用部分）の床面積が延べ面積の１／２以下であること。 ②　請負代金の総額を居住部分と併用部分の面積比に応じて按分して求めた併用部分に相当する請負金額が、専任要件の金額基準である八千万円未満（建築一式工事の場合）であること。 なお、併用住宅であるか否かは、建築基準法第六条の規定に基づき交付される建築確認済証により判別する。また、居住部分と併用部分の面積比は、建築確認済証と当該確認済証に添付される設計図書により求め、これと請負契約書の写しに記載される請負代金の額を基に、請負総額を居住部分と併用部分の面積比に応じて按分する方法により、併用部分の請負金額を求めることとする。 **（２）監理技術者等の専任期間** ・　元請が、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。 ①　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。） ②　工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間 ③　橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間 ④　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間 なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。 ・　下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間とする。 ・　元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐については、前述の工事現場への専任を要しない期間①から④のうち、②（工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間）に限って、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法（元の工事の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は他の工事の専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として従事しているため、同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とするなどの留意が必要）について、発注者の承諾を得る必要がある。	又は倉庫、展望塔に関する建設工事 ⑥　事務所・病院等の施設又は工作物と戸建て住宅を兼ねたもの（以下「併用住宅」という。）について、併用住宅の請負代金の総額が八千万円以上（建築一式工事の場合）である場合であっても、以下の２つの条件を共に満たす場合には、戸建て住宅と同様であるとみなして、主任技術者又は監理技術者の専任配置を求めない。 １）事務所・病院等の非居住部分（併用部分）の床面積が延べ面積の１／２以下であること。 ２）請負代金の総額を居住部分と併用部分の面積比に応じて按分して求めた併用部分に相当する請負金額が、専任要件の金額基準である八千万円未満（建築一式工事の場合）であること。 なお、併用住宅であるか否かは、建築基準法第六条の規定に基づき交付される建築確認済証により判別する。また、居住部分と併用部分の面積比は、建築確認済証と当該確認済証に添付される設計図書により求め、これと請負契約書の写しに記載される請負代金の額を基に、請負総額を居住部分と併用部分の面積比に応じて按分する方法により、併用部分の請負金額を求めることとする。 **（２）監理技術者等の専任期間** ①　元請が、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。 １）　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。） ２）　工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間 ３）　橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間 ４）　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間 なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。 ②　下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間とする。 ③　元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐については、前述の工事現場への専任を要しない期間１）から４）のうち、２）（工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間）に限って、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法（元の工事の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は他の工事の専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として従事しているため、同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とするなどの留意が必要）について、発注者の承諾を得る必要がある。

※削除は旧に赤字下線、修正・追記は新に赤字

旧	新
下請の主任技術者については、工事現場への専任を要しない期間（担当する下請工事が実際に施工されていない期間）に限って、発注者、元請及び上位の下請の全ての承諾があれば、発注者、元請及び上位の下請の全てが同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の主任技術者として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法（元の工事の主任技術者は他の工事の専任の主任技術者として従事しているため、同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とするなどの留意が必要）について発注者、元請及び上位の下請全ての承諾を得る必要がある。 ・　また、例えば下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合など、密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（令第二十七条第二項）。これについては、当面の間、以下のとおり取り扱う。ただし、この規定は、専任の監理技術者については適用されない。 ①　工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が１０ｋｍ程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第二十七条第二項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。 ②　①の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則２件程度とする。 ③　①及び②の適用に当たっては、法第二十六条第三項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる。 ・　このほか、同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。この場合、その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計を四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が四千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上となる場合、主任技術者又は監理技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。（特例監理技術者を設置する場合を除く。） ・　なお、フレックス工期（建設業者が一定の期間内で工事開始日を選択することができ、これが書面により手続上明確になっている契約方式に係る工期をいう。）を採用した工事又は余裕期間を設定した工事（発注者が余裕期間（発注者が発注書類において６ヶ月を超えない等の範囲で設定する工事着手前の期間をいう）の範囲で工事開始日を指定する工事又は受注者が発注者の指定した余裕期間内で工事開始日を選択する工事）においては、工事開始日をもって契約工期の開始日とみなし、契約締結日から工事開始日までの期間は、監理技術者等を設置することを要しない。	下請の主任技術者については、工事現場への専任を要しない期間（担当する下請工事が実際に施工されていない期間）に限って、発注者、元請及び上位の下請の全ての承諾があれば、発注者、元請及び上位の下請の全てが同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の主任技術者として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法（元の工事の主任技術者は他の工事の専任の主任技術者として従事しているため、同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とするなどの留意が必要）について発注者、元請及び上位の下請全ての承諾を得る必要がある。 ④　また、例えば下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合など、密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（令第二十七条第二項）。これについては、当面の間、以下のとおり取り扱う。ただし、この規定は、専任の監理技術者については適用されない。 １）工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が１０ｋｍ程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第二十七条第二項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。 ２）１）の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則２件程度とする。 ３）１）及び２）の適用に当たっては、法第二十六条第三項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる。 ⑤　このほか、同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。この場合、その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計を四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が四千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上となる場合、主任技術者又は監理技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。（特例監理技術者を設置する場合を除く。）

※削除は旧に赤字下線、修正・追記は新に赤字

旧	新
四　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の携帯等 専任の監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去五年以内に受講したもののうちから、これを選任しなければならない。また、当該監理技術者は、発注者等から請求があったときは資格者証を提示しなければならず、当該建設工事に係る職務に従事しているときは、常時これらを携帯している必要がある。また、監理技術者講習修了履歴（以下「修了履歴」という。）についても、発注者等から提示を求められることがあるため、監理技術者講習修了後、修了履歴のラベルを資格者証の裏面に貼付することとしている。	**四　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の携帯等** 専任の監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去五年以内に受講したもののうちから、これを選任しなければならない。また、当該監理技術者は、発注者等から請求があったときは資格者証を提示しなければならず、当該建設工事に係る職務に従事しているときは、常時これらを携帯している必要がある。また、監理技術者講習修了履歴（以下「修了履歴」という。）についても、発注者等から提示を求められることがあるため、監理技術者講習修了後、修了履歴のラベルを資格者証の裏面に貼付することとしている。
（１）資格者証制度及び監理技術者講習制度の適用範囲 ・　専任の監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講したもののうちから選任しなければならない（法第二十六条第五項）。	**（１）資格者証制度及び監理技術者講習制度の適用範囲** ①　専任の監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講したもののうちから選任しなければならない（法第二十六条第五項）。
（２）資格者証に関する規定 ・　資格者証は、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事については、当該建設工事の監理技術者が所定の資格を有しているかどうか、監理技術者としてあらかじめ定められた本人が専任で職務に従事しているかどうか、工事を施工する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であるかどうか等を確認するために活用されている。建設業者に選任された監理技術者は、発注者等から請求があった場合は、資格者証を提示しなければならない（法第二十六条第六項）。 ・　監理技術者になり得る者は、指定資格者証交付機関に申請することにより資格者証の交付を受けることができる。監理技術者になり得る者は、指定建設業七業種については、一定の国家資格者又は国土交通大臣認定者に限られるが、指定建設業以外の二十二業種については、一定の国家資格者、国土交通大臣認定者のほか、一定の指導監督的な実務経験を有する者も監理技術者になり得る。 ・　資格者証の交付及びその更新に関する事務を行う指定資格者証交付機関として一般財団法人建設業技術者センターが指定されている。 ・　資格者証には、本人の顔写真の他に次の事項が記載され（法第二十七条の十八第二項、規則第十七条の三十三）、様式は図－１に示すものとなっている（監理技術者と特例監理技術者の資格者証は同じ）。 ①　交付を受ける者の氏名、生年月日、本籍及び住所 ②　最初に資格者証の交付を受けた年月日 ③　現に所有する資格者証の交付を受けた年月日 ④　交付を受ける者が有する監理技術者資格 ⑤　建設業の種類 ⑥　資格者証交付番号 ⑦　資格者証の有効期間の満了する日 ⑧　所属建設業者名 ⑨　監理技術者講習を修了した場合はその旨	**（２）資格者証に関する規定** ②　資格者証は、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事については、当該建設工事の監理技術者が所定の資格を有しているかどうか、監理技術者としてあらかじめ定められた本人が専任で職務に従事しているかどうか、工事を施工する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であるかどうか等を確認するために活用されている。建設業者に選任された監理技術者は、発注者等から請求があった場合は、資格者証を提示しなければならない（法第二十六条第六項）。 ③　監理技術者になり得る者は、指定資格者証交付機関に申請することにより資格者証の交付を受けることができる。監理技術者になり得る者は、指定建設業七業種については、一定の国家資格者又は国土交通大臣認定者に限られるが、指定建設業以外の二十二業種については、一定の国家資格者、国土交通大臣認定者のほか、一定の指導監督的な実務経験を有する者も監理技術者になり得る。 ④　資格者証の交付及びその更新に関する事務を行う指定資格者証交付機関として一般財団法人建設業技術者センターが指定されている。 ⑤　資格者証には、本人の顔写真の他に次の事項が記載され（法第二十七条の十八第二項、規則第十七条の三十五）、様式は図－１に示すものとなっている（監理技術者と特例監理技術者の資格者証は同じ）。 １）　交付を受ける者の氏名、生年月日及び住所 ２）　最初に資格者証の交付を受けた年月日 ３）　現に所有する資格者証の交付を受けた年月日 ４）　交付を受ける者が有する監理技術者資格 ５）　建設業の種類 ６）　資格者証交付番号 ７）　資格者証の有効期間の満了する日 ８）　所属建設業者名 ９）　監理技術者講習を修了した場合はその旨
（３）監理技術者講習に関する規定 ・　監理技術者は常に最新の法律制度や技術動向を把握しておくことが必要であることから、専任の監理技術者（特例監理技術者を含む。）として選任されている期間中のいずれの日においても、講習を修了した日から五年を経過することのないように監理技術者講習を受講していなければならない。なお、	**（３）監理技術者講習に関する規定** ①　監理技術者は常に最新の法律制度や技術動向を把握しておくことが必要であることから、専任の監理技術者（特例監理技術者を含む。）として選任されている期間中のいずれの日においても、講習を修了した日から五年を経過することのないように監理技術者講習を受講していなければならない。なお、

※削除は旧に赤字下線、修正・追記は新に赤字

旧	新
令和三年一月一日以降は、監理技術者講習の有効期限の起算日が講習を受講した日の属する年の翌年の一月一日となり、同日から五年後の十二月三十一日が監理技術者講習の有効期限となる（規則第十七条の十七）。 ・　なお、監理技術者補佐についても、監理技術者を適切に補佐し、資質の向上を図る観点から、監理技術者講習を受講することが望ましい。 ・　監理技術者講習は、所定の要件を満たすことにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が実施し、監理技術者として従事するために必要な事項として ①建設工事に関する法律制度 ②建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理 ③建設工事に関する最新の材料、資機材及び施工方法 に関し最新の事例を用いて、講義と試験によって行われるものである。受講希望者はいずれかの登録講習機関に受講の申請を行うことにより講習を受講することができる。 ・　各登録講習機関から講習の修了者に対し交付される修了履歴の様式は図－２に示すものとなっており（規則第十七条の九）、講習の修了を証明するものとして発注者等から提示を求められることがあるため、監理技術者講習修了後、修了履歴のラベルを資格者証の裏面に貼付することとしている。	令和三年一月一日以降は、監理技術者講習の有効期限の起算日が講習を受講した日の属する年の翌年の一月一日となり、同日から五年後の十二月三十一日が監理技術者講習の有効期限となる（規則第十七条の十七）。 ②　なお、監理技術者補佐についても、監理技術者を適切に補佐し、資質の向上を図る観点から、監理技術者講習を受講することが望ましい。 ③　監理技術者講習は、所定の要件を満たすことにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が実施し、監理技術者として従事するために必要な事項として ①建設工事に関する法律制度 ②建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理 ③建設工事に関する最新の材料、資機材及び施工方法 に関し最新の事例を用いて、講義と試験によって行われるものである。受講希望者はいずれかの登録講習機関に受講の申請を行うことにより講習を受講することができる。 ④　各登録講習機関から講習の修了者に対し交付される修了履歴の様式は図－２に示すものとなっており（規則第十七条の十一）、講習の修了を証明するものとして発注者等から提示を求められることがあるため、監理技術者講習修了後、修了履歴のラベルを資格者証の裏面に貼付することとしている。
五　施工体制台帳の整備と施工体系図の作成	**五　施工体制台帳の整備と施工体系図の作成**
発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その工事を施工するために締結した下請金額の総額が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合には、工事現場ごとに監理技術者（特例監理技術者を設置する場合にあっては、特例監理技術者及び監理技術者補佐）を設置するとともに、建設工事を適正に施工するため、建設業法により義務付けられている施工体制台帳の整備及び施工体系図の作成を行うこと等により、建設工事の施工体制を的確に把握する必要がある。	発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その工事を施工するために締結した下請金額の総額が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合には、工事現場ごとに監理技術者（特例監理技術者を設置する場合にあっては、特例監理技術者及び監理技術者補佐）を設置するとともに、建設工事を適正に施工するため、建設業法により義務付けられている施工体制台帳の整備及び施工体系図の作成を行うこと等により、建設工事の施工体制を的確に把握する必要がある。
（１）施工体制台帳の整備 ・　発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その下請が建設業法等の関係法令に違反しないよう指導に努めなければならない（法第二十四条の七）。このような下請に対する指導監督を行うためには、まず、特定建設業者とりわけその監理技術者が建設工事の施工体制を的確に把握しておく必要がある。 ・　そこで、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者で当該建設工事を施工するために総額四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上の下請契約を締結したものは、下請に対し、再下請負を行う場合は再下請負通知を行わなければならない旨を通知するとともに掲示しなければならない。（規則第十四条の三）また、下請から提出された再下請負通知書等に基づき施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え付けなければならない（法第二十四条の八第一項）。 施工体制台帳を作成した特定建設業者は、発注者から請求があったときは、施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならない（法第二十四条の八第三項）。公共工事の受注者は、特定建設業者であるか否かにかかわらず、また、下請金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え付けなければならない（入札契約適正化法第十五条第一項）。また、発注者から請求があったときに施工体制台帳を発注者の閲覧に供することに代えて、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない（入札契約適正化法第十五条第二項）。さらに、公共工事の受注者は、発注者から施工体制が施工体制台帳の記載と合致しているかどうかの点検を求められたときはこれを受けることを拒んではならない（入札契約適正化法第十五条第三項）。	**（１）施工体制台帳の整備** ①　発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その下請が建設業法等の関係法令に違反しないよう指導に努めなければならない（法第二十四条の七）。このような下請に対する指導監督を行うためには、まず、特定建設業者とりわけその監理技術者が建設工事の施工体制を的確に把握しておく必要がある。 ②　そこで、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者で当該建設工事を施工するために総額四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上の下請契約を締結したものは、下請に対し、再下請負を行う場合は再下請負通知を行わなければならない旨を通知するとともに掲示しなければならない。（規則第十四条の三）また、下請から提出された再下請負通知書等に基づき施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え付けなければならない（法第二十四条の八第一項）。 施工体制台帳を作成した特定建設業者は、発注者から請求があったときは、施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならない（法第二十四条の八第三項）。公共工事の受注者は、特定建設業者であるか否かにかかわらず、また、下請金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え付けなければならない（入札契約適正化法第十五条第一項）。また、発注者から請求があったときに施工体制台帳を発注者の閲覧に供することに代えて、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない（入札契約適正化法第十五条第二項）。さらに、公共工事の受注者は、発注者から施工体制が施工体制台帳の記載と合致しているかどうかの点検を求められたときはこれを受けることを拒んではならない（入札契約適正化法第十五条第三項）。

※削除は旧に赤字下線、修正・追記は新に赤字

旧	新
（２）施工体系図の作成 ・　下請業者も含めた全ての工事関係者が建設工事の施工体制を把握する必要があること、建設工事の施工に対する責任と工事現場における役割分担を明確にすること、技術者の適正な設置を徹底すること等を目的として、施工体制台帳を作成する特定建設業者は、当該建設工事に係るすべての建設業者名、技術者名等を記載し工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に、公共工事においては工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならないことが定められている（法第二十四条の八第四項、入札契約適正化法第十五条第一項）。 ・　なお、施工体系図の掲示については、一定の要件を満たした上でデジタルサイネージ等ＩＣＴ機器を活用して行うことができる（施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について（令和四年一月二十七日付、国不建第四百四十六号））。	**（２）施工体系図の作成** ①　下請業者も含めた全ての工事関係者が建設工事の施工体制を把握する必要があること、建設工事の施工に対する責任と工事現場における役割分担を明確にすること、技術者の適正な設置を徹底すること等を目的として、施工体制台帳を作成する特定建設業者は、当該建設工事に係るすべての建設業者名、技術者名等を記載し工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に、公共工事においては工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならないことが定められている（法第二十四条の八第四項、入札契約適正化法第十五条第一項）。 ②　なお、施工体系図の掲示については、一定の要件を満たした上でデジタルサイネージ等ＩＣＴ機器を活用して行うことができる（施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について（令和四年一月二十七日付、国不建第四百四十六号））。
六　工事現場への標識の掲示 建設工事の責任の所在を明確にすること等のため、元請は、建設工事の現場ごとに、建設業許可に関する事項のほか、監理技術者等の氏名、専任の有無、資格名、資格者証交付番号等を記載した標識を、公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	**六　工事現場への標識の掲示** 建設工事の責任の所在を明確にすること等のため、元請は、建設工事の現場ごとに、建設業許可に関する事項のほか、監理技術者等の氏名、専任の有無、資格名、資格者証交付番号等を記載した標識を、公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
・　建設業法による許可を受けた適正な業者によって建設工事の施工がなされていることを対外的に明らかにすること、多数の建設業者が同時に施工に携わるため、安全施工、災害防止等の責任が曖昧になりがちであるという建設工事の実態に鑑み対外的に建設工事の責任主体を明確にすること等を目的として、元請は、建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲げなければならない。（法第四十条） ・　現場に掲げる標識には、建設業許可に関する事項のほか、主任技術者又は監理技術者の氏名、専任の有無（監理技術者補佐を配置している場合はその旨）、資格名、監理技術者資格者証交付番号等を記載することとされており、図－３の様式となる。（規則第二十五条第一項、第二項）建設業者は、この様式の標識を掲示することにより、監理技術者等の資格を明確にするとともに、資格者証の交付を受けている者が設置されていること等を明らかにする必要がある。 ・　なお、標識の掲示については、一定の要件を満たした上でデジタルサイネージ等ＩＣＴ機器を活用して行うことができる（施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について（令和四年一月二十七日付、国不建第四百四十六号））。	①　建設業法による許可を受けた適正な業者によって建設工事の施工がなされていることを対外的に明らかにすること、多数の建設業者が同時に施工に携わるため、安全施工、災害防止等の責任が曖昧になりがちであるという建設工事の実態に鑑み対外的に建設工事の責任主体を明確にすること等を目的として、元請は、建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲げなければならない。（法第四十条） ②　現場に掲げる標識には、建設業許可に関する事項のほか、主任技術者又は監理技術者の氏名、専任の有無（監理技術者補佐を配置している場合はその旨）、資格名、監理技術者資格者証交付番号等を記載することとされており、図－３の様式となる。（規則第二十五条第一項、第二項）建設業者は、この様式の標識を掲示することにより、監理技術者等の資格を明確にするとともに、資格者証の交付を受けている者が設置されていること等を明らかにする必要がある。 ③　なお、標識の掲示については、一定の要件を満たした上でデジタルサイネージ等ＩＣＴ機器を活用して行うことができる（施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について（令和四年一月二十七日付、国不建第四百四十六号））。
七　建設業法の遵守 建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に定められたものである。したがって、建設業者は、この法律を遵守すべきことは言うまでもないが、行政担当部局は、建設業法の遵守について、適切に指導を行う必要がある。	**七　建設業法の遵守** 建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に定められたものである。したがって、建設業者は、この法律を遵守すべきことは言うまでもないが、行政担当部局は、建設業法の遵守について、適切に指導を行う必要がある。
・　法第一条においては、建設業法の目的として 「この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」 と規定しており、建設業者は、この法律を遵守する必要がある。また、行政担当部局は、建設業法の	①　法第一条においては、建設業法の目的として 「この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」 と規定しており、建設業者は、この法律を遵守する必要がある。また、行政担当部局は、建設業法の

※削除は旧に赤字下線、修正・追記は新に赤字

旧	新
遵守について、建設業者等に対して適切に指導を行う必要がある。 ・　特に、法第四十一条においては、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通大臣又は都道府県知事が建設業者に対して必要な指導、助言等を行うことができることを規定している。また、法第二十八条第一項及び第四項では、建設業者が建設業法や他の法令の規定に違反した場合等において、当該建設業者に対して、監督処分として必要な指示を行うことができ、同条第三項及び第五項では、この指示に違反した場合等において、営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。さらに、この営業の停止の処分に違反した場合等において、建設業の許可を取り消すこととしている。 ・　さらに、法第四十一条の二においては、建設工事の不適切な施工があった場合において、その原因が建設資材に起因すると認めるときは、国土交通大臣又は都道府県知事が当該建設資材を引き渡した建設資材製造業者等に対して、再発防止を図るため適当な措置をとるべきことを勧告することができ、これに従わなかったときは公表及び命令することができることを規定している。 図－１　資格者証の様式 （表面） 	遵守について、建設業者等に対して適切に指導を行う必要がある。 ②　特に、法第四十一条においては、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通大臣又は都道府県知事が建設業者に対して必要な指導、助言等を行うことができることを規定している。また、法第二十八条第一項及び第四項では、建設業者が建設業法や他の法令の規定に違反した場合等において、当該建設業者に対して、監督処分として必要な指示を行うことができ、同条第三項及び第五項では、この指示に違反した場合等において、営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。さらに、この営業の停止の処分に違反した場合等において、建設業の許可を取り消すこととしている。 ③　さらに、法第四十一条の二においては、建設工事の不適切な施工があった場合において、その原因が建設資材に起因すると認めるときは、国土交通大臣又は都道府県知事が当該建設資材を引き渡した建設資材製造業者等に対して、再発防止を図るため適当な措置をとるべきことを勧告することができ、これに従わなかったときは公表及び命令することができることを規定している。 図－１　資格者証の様式 （表面） 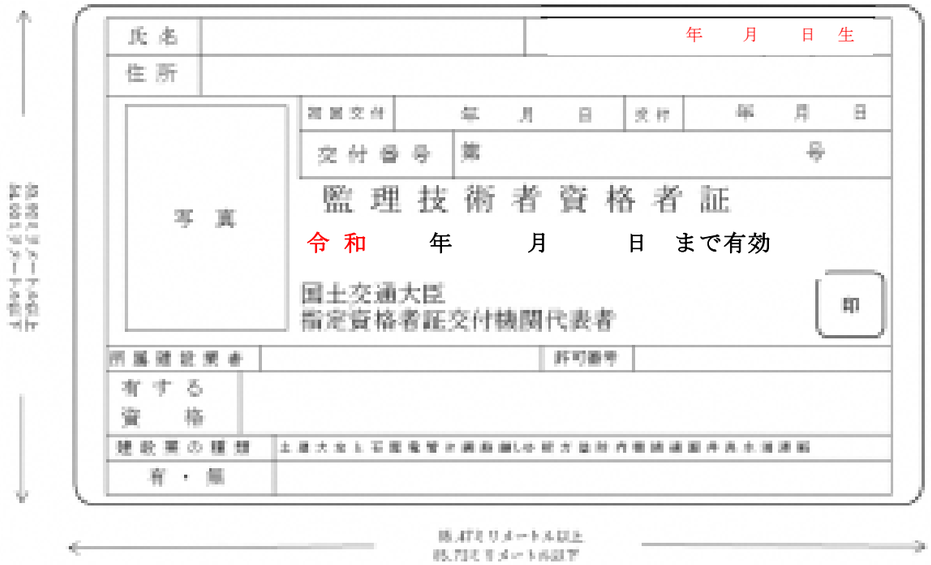

※削除は旧に赤字下線、修正・追記は新に赤字

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr>
<td>

（裏面）

備考

1　「本籍」の欄は、本籍地の所在する都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その者が有する国籍）を記載すること。

2　磁気ストライプを埋め込むこと。

図－２　修了証の様式

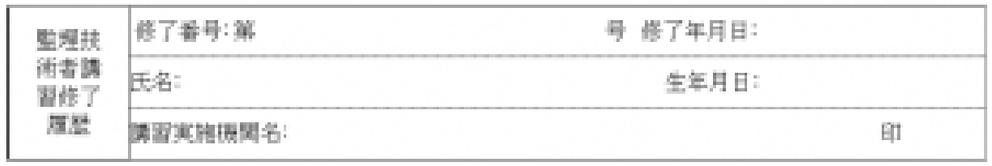

備考

監理技術者講習修了後、監理技術者資格者証が発行された場合は、本ラベルを監理技術者資格者証上部に貼付すること。

</td>
<td>

（裏面）

備考

1　磁気ストライプを埋め込むこと。

図－２　修了証の様式

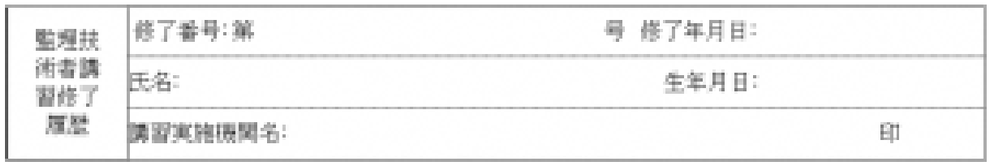

備考

監理技術者講習修了後、監理技術者資格者証が発行された場合は、本ラベルを監理技術者資格者証上部に貼付すること。

</td>
</tr>
</table>

※削除は旧に赤字下線、修正・追記は新に赤字

旧

図－３　工事現場に掲げる標識の様式

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号	
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事　許可（　　）第　　号		
許可年月日			

25cm 以

35cm 以

記載要領

1　「主任技術者の氏名」の欄は、法第２６条第２項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。

2　「専任の有無」の欄は、法第２６条第３項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。

3　「資格名」の欄は当該主任技術者又は監理技術者が法第７条第２号ハ又は法第１５条第２号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。

4　「資格者証交付番号」の欄は、法第２６条第３項の規定により専任の者でなければならない監理技術者（特例監理技術者を含む。）を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。

5　「許可を受けた建設業の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。

6　「国土交通大臣　知事」については、不要のものを消すこと。

新

図－３　工事現場に掲げる標識の様式

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号	
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事　許可（　　）第　　号		
許可年月日			

25cm 以

35cm 以

記載要領

1　「主任技術者の氏名」の欄は、法第２６条第２項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。

2　「専任の有無」の欄は、法第２６条第３項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。

3　「資格名」の欄は当該主任技術者又は監理技術者が法第７条第２号ハ又は法第１５条第２号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。

4　「資格者証交付番号」の欄は、法第２６条第３項の規定により専任の者でなければならない監理技術者（特例監理技術者を含む。）を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。

5　「許可を受けた建設業の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。

6　「国土交通大臣　知事」については、不要のものを消すこと。

※削除は旧に赤字下線、修正・追記は新に赤字

【別添３】

国不建第１８２号
国不建整第１８３号
国自貨第８０６号
令和６年３月26日

主要民間団体の長　殿

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課長
建設市場整備課長
物流・自動車局 貨物流通事業課長

建設資材等のトラック運搬に係る契約の適正化について

トラック運送業においては、低賃金化や高齢化の進行等により、必要な運転手の確保が困難となることが懸念されています。建設工事の施工において、トラックによる建設資材や建設副産物等の運搬は必要不可欠であり、その担い手確保は重要な課題となっております。

このような状況も踏まえ、運転手の労働条件を改善する観点から、今般、「標準的な運賃」が改定されました。「標準的な運賃」は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）に基づき告示されるものであり、各トラック事業者は「標準的な運賃」を参考指標として運賃を設定することとなります。

今般の「標準的な運賃」の改定においては、

・ 燃料等の物価上昇の影響を踏まえた運賃の引上げ（平均約８％の引上げ）
・ ダンプ車やコンクリートミキサー車に係る運賃割増率（２割）の設定

等が盛り込まれたところです（別紙１参照）。

また、国土交通省が令和６年３月から適用する公共工事設計労務単価は、前年の単価と比べ、運転手（一般）の全国平均が 7.2%の上昇（単純平均の伸び率）となったところです。

これらを踏まえ、今般、建設業者団体に対して別添１のとおり、

・建設資材や建設副産物等の運搬について、トラック事業者と契約を締結する際には、改定後の「標準的な運賃」を参考指標とし、適正な契約を締結すること
・元請業者においては、トラック事業者による建設資材や建設副産物等の運搬に係る経費について、「標準的な運賃」の改定や公共工事設計労務単価の上昇等を踏まえ、市場における取引価格等を的確に反映した適正な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請業者に対し、再下請契約についても適正な価格で締結することを要請する等、現場を支える労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めること
・「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和５年 11 月、内閣官房及び公正取引委員会）において、発注者及び受注者がそれぞれ採るべき行動／求められる行動を 12 の行動指針として取りまとめられているところであり、建設会社が建設資材や建設副産物等の運搬等を含む契約を締結する際には、当該契約に係る発注者として、本指

針に掲げられた行動を採ることが求められていることに留意すること（別紙２参照）
・今般、貨物自動車運送事業法第 10 条第３項等に基づき国土交通大臣が公示している「標準貨物自動車運送約款」が改定されたことを踏まえ（別紙３参照）、トラック事業者と契約を締結する際には、書面により運賃、料金、附帯業務等の契約条件の明確化が図られるよう努めること

をお願いしたところですのでお知らせします。

なお、貴団体の会員企業が発注者である工事における燃料費等の物価上昇等への対応につきましては、引き続き「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（令和４年４月 26 日国不建第 55 号）に基づき、最新の取引価格を適正に反映した請負代金の設定などの対応を講じていただくよう、会員企業に対して周知をお願いいたします。

加えて、「技能労働者の適正な賃金水準の確保について」（令和６年２月 16 日国不入企第 36 号）に基づき、引き続き、適正な賃金水準の確保を促していただきますよう、会員企業に対して周知徹底方よろしくお願いします。

なお、別添２～４のとおり、各府省庁、地方公共団体、貨物自動車運送事業者団体にも通知しておりますので、参考までに送付いたします。

警察庁丁生企発第320号
令 和 6 年 5 月 27 日

総務省自治行政局行政課長　殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長

警備業の官公需に関する「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について（依頼）

平素より警察行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

近年、原材料費、エネルギー費、労務費等が上昇する中、賃上げ原資の確保に向けて、労務費の価格転嫁が重要とされ、令和５年11月29日、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（内閣官房・公正取引委員会）が公表されているところです。

同指針により、コストに占める労務費の割合が高く、さらに価格転嫁できていない業種として、ビルメンテナンス及び警備業が挙げられているところ、一般社団法人全国警備業協会（以下「全国警備業協会」という。）では、警備業者がコスト上昇分を警備料金に反映させることにより従業員の賃上げを実現できるよう、「警備業における適切な価格転嫁の実現に向けて」（リーフレット）を作成したところです。

警察庁では、事業者のみならず、地方公共団体の警備業務の発注についても同指針を踏まえた対応が必要であると認識し、各都道府県警察に対して同指針の周知を図っているところです。

つきましては、総務省におかれましても、各都道府県及び各都道府県の区域内の市町村に対し、同指針の周知を図っていただきますようお願いいたします。

【本件担当】
警察庁生活安全局生活安全企画課
警備業係　小池
電話番号　03-3581-0141（3057）

公表資料に基づくコスト上昇率一覧

最低賃金※1	交通誘導警備員A※2	交通誘導警備員B※2
11.4%up	16.6%up	14.8%up

警備員A（施設）※3	警備員B（施設）※3	警備員C（施設）※3
13.5%up	14.4%up	13.7%up

ガソリン※4	事業用電力※4	自動車貨物輸送※5（金属機械工業品）	職業紹介サービス※5
17.3%up	29.3%up	3.8%up	7.7%up

※1　最低賃金（全国加重平均額）の2019年10月と2023年10月の比較
※2　2019年3月から適用されている公共工事設計労務単価（全国平均。ただし、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している岩手県・宮城県・福島県は除く。）と2023年3月から適用されている公共工事設計労務単価（全国平均）との比較
※3　2019年度建築保全業務労務単価（全地区平均）と2023年4月から適用する建築保全業務労務単価（全地区平均）との比較
※4　日銀統計資料企業物価指数の2019年年間平均と2023年年間平均の比較
※5　日銀統計資料企業向けサービス価格指数の2019年年間平均と2023年年間平均の比較

（参考）警備業に関連するコスト一覧

警備業種	主なコスト
施設・空港保安・雑踏・交通誘導・身辺	労務費、装備関連費
機械	労務費、車両関連費、装備関連費、機器関連費
貴重品運搬	労務費、車両関連費、装備関連費、入金機関連費、消耗品費 ※物流の2024年問題の影響により労務費の上昇が顕著となる見込み
核燃料運搬	労務費、車両関連費、装備関連費

■ 資料集

https://www.ajssa.or.jp/wp/wp-content/themes/ajssa/pdf/health/promotion/tekiseitorihiki-shiryousyu.pdf

■ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/nov/231129_roumuhitenka.html

発注者の皆様へ

政府は、物価上昇に負けない賃上げを行うことを目指し、令和5年11月29日「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（内閣官房・公正取引委員会）を公表しました。これを踏まえ、各警備業者が発注者の皆様に価格改定を申し入れた場合には、以下の内容をご考慮いただき、適正な価格での警備業務の実施につき、ご理解・ご協力をお願い致します。

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」ポイント

- 労務費も原材料価格やエネルギーコストと同じく適切に価格に反映させるべきコストである
- 発注者は、労務費の上昇を理由とした取引価格の引上げを求められた場合も協議のテーブルにつく必要がある

上記指針は、発注者の皆様に以下の行動を求めております。

※警備業者が発注者になる場合も含みます。

①経営トップが価格転嫁の方針を決定し、
　社内の交渉担当者や受注者にその方針を示すなどの経営トップの関与
②発注者からの定期的な協議の実施
③説明・資料を求める場合は公表資料とすること
④サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
⑤要請があれば協議のテーブルにつくこと
⑥必要に応じて、発注者から受注者に価格転嫁に係る考え方を提案すること

【発注者・受注者の双方が求められる行動】

①定期的にコミュニケーションをとること
②価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること

フォローアップ調査

当協会は、警備業者を対象に価格転嫁の状況や賃上げの達成度などについて調査を実施し、調査結果を関係機関に共有するとともに、発注者の皆様より頂戴する警備料金が着実に賃上げに結び付いているかを検証する予定です。

政府における賃上げに係る対策

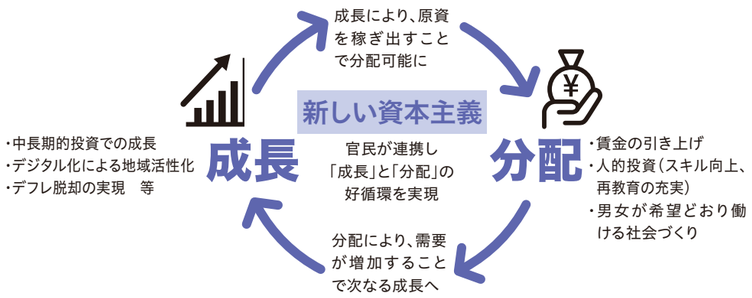

出典：政府広報オンライン「新しい資本主義の実現に向けて」
https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/newcapitalism/

警備業における適切な価格転嫁の実現に向けて

一般社団法人 全国警備業協会

協力：警察庁

警備業者の皆様へ

政府は、物価上昇に負けない賃上げを行うことを目指し、令和5年11月29日「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(内閣官房・公正取引委員会)を公表しました。これを踏まえ、当協会では、警備業者の皆様が各社で**コスト上昇分を警備料金に反映することにより従業員の賃上げを実現**できるよう、本リーフレットを作成いたしました。
発注者との交渉の際には、『警備業における適正取引の推進』リーフレットとともに、是非ご活用ください。

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」ポイント

- **労務費も原材料価格やエネルギーコストと同じく適切に価格に反映させるべきコストである**
- **受注者側にも、労務費の上昇分は自社で吸収すべき問題であるとの考え方があるが、物価に負けない賃上げを行うためには積極的に価格転嫁の交渉をしていくべきである**

発注者との価格交渉の際、取り組んでいただきたいこと

①積極的に情報収集した上で交渉に臨みましょう
②コスト上昇の根拠資料として、公表資料を用いましょう
巻込み面の「公表資料に基づくコスト上昇率一覧」参照
③価格交渉を申し出やすいタイミングを逃さないようにしましょう
④発注者からの価格提示を待たず、自ら価格を提示しましょう

発注者・受注者の双方に取り組んでいただきたいこと

①定期的にコミュニケーションをとりましょう
②価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管しましょう

発注者から以下のような対応をされていませんか？
その発注者の対応は**独禁法**または**下請法**違反となるおそれがあります。

公正取引委員会への通報にご協力を！

1
取引開始以降、コストは上昇しているが、長期間一度も価格改定がなされていない。

2
取引開始以降、毎年のように値下げ要請あり。

3
価格交渉の場で、コスト上昇分の価格への反映について、明示的な協議なく価格据え置きとなった。

4
コスト上昇により、価格引き上げを求めたが、文書による価格転嫁しない理由の回答なく、価格が据え置きとなった。

5
コスト上昇に関する公表資料を提出して価格引き上げの協議を求めたが、公表資料以上に詳細な根拠資料を求められ、これに応じなかったところ協議を拒否された。

6
直接の再委託先からコスト上昇分の転嫁を求められたため、発注者に取引価格の引き上げを求めたが、明示的な協議なく価格据え置きとなった。

7
燃料費上昇分の価格転嫁は認められたが、労務費の上昇は外部要因ではないと判断され、価格引き上げの理由として認めてもらえなかった。

8
発注者が、発注者指定の算定式やフォーマット以外のコストの算定方法を受け入れず、その結果、通常の価格より著しく低い単価となった。

このようなことがあれば…

公正取引委員会・中小企業庁**「違反行為情報提供フォーム」**へ
情報提供をお願い致します。 https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/jigyokankyo/20220126

労務費の転嫁に関しては、公正取引委員会**「労務費の転嫁に関する情報提供フォーム」**へ
情報提供をお願い致します。 https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/romuhitenka.html

国不建推第３２号
国不建振第１６号
国官参建第５号
令和６年８月１日

建設業者団体の長　殿

国土交通省不動産・建設経済局長
（　公　印　省　略　）

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

標記について、従前より貴団体傘下の建設企業に対する指導をお願いしているところである。

引き続き資材や原油等の価格高騰が懸念される中、資金需要の増大が予想される夏期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請企業に対する適切な代金支払等の確保について、その経営の安定性・健全性を確保するため十分な配慮が必要である。

国土交通省においては、指導監督体制の強化を目的とした「建設業法令遵守推進本部」の設置、建設業法令違反行為の情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン」（令和５年６月最終改訂）の策定、周知を通じ、建設工事の請負契約における元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の推進に努めてきた。また、令和元年に改正した建設業法では、建設業における働き方改革の促進を踏まえ、注文者に対して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止する規定や、元請負人に対して下請代金のうち労務費相当分を現金で支払うよう適切な配慮を義務付ける規定等が追加されている。

しかしながら、元請負人と下請負人の間において、赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、指値発注による不適正な下請取引、追加・変更契約の締結拒否、下請負人の責によらないやり直し工事の強制、正当な理由がない長期間にわたる支払保留等、下請負人へのしわ寄せが依然として存在するとの指摘がなされており、このような行為は建設業法違反のおそれがあるとともに、ダンピング受注や技能労働者の賃金水準の低下等につながりやすく、ひいては建設業における担い手の確保や育成を困難にする原因にもなりうるものである。

また、昨今、建設業者の不十分な施工管理等に起因して工事事故が発生しているが、工事の施工にあたり労働災害等を防止することはもとより、国民や発注者に対して建設生産物の安全性や品質を確保するため、建設工事を適正に施工することは建設企業の基本的責務であり、従来からその徹底に努めてきたところであるが、改めて一層の徹底が強く求められている。

一方、第２１３回通常国会においては、通常必要な労務費の額を著しく下回る見積提出や請負契約の締結を禁止する規定、請負契約の変更協議の円滑化等に関する規定や、注文者のみならず受注者に対しても著しく短い工期による請負契約の締結を禁止する規定等を

新たに定める「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和６年法律第４９号。以下「改正法」という。）が成立、令和６年６月１４日に公布され、原則として同日から１年半以内に施行することとされたところである。

ついては、貴団体傘下建設企業等に対し、建設業法、「工期に関する基準」（令和２年７月２０日中央建設業審議会勧告・令和６年３月２７日改定）、「建設業法令遵守ガイドライン」、関係法令や企業として社会通念上守るべき企業倫理等を遵守するほか、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づく「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（令和５年６月１３日閣議決定）の趣旨及び下記事項に十分留意し、下請契約における適正な工期の確保、適正な請負代金の設定及び適切な代金の支払等、元請負人と下請負人の間の取引の適正化及び施工管理のより一層の徹底に努められるよう、会議や講習会の開催等により下請負人の選定に関与する全ての者に対して指導されたい。

記

１．下請負人が建設工事の注文者に交付する見積書

下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとするため、書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）による見積依頼及び建設業法施行令第６条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳を示した見積書の書面による提出及びそれらを踏まえた双方の協議による適正な手順を徹底すること。見積条件は、下請契約の具体的内容を提示することとし、提示しなければならない事項は、建設業法第１９条第１項により請負契約書に記載することが義務付けられている全ての事項（請負代金の額を除く。）となることに留意すること。また、工事現場における工程管理、品質管理及び安全管理等の施工管理が適切に行われるよう、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、必要な経費に十分留意すること。

さらに、労務費、法定福利費、安全衛生経費、一般管理費、建設副産物（建設発生土等の再生資源及び産業廃棄物）の運搬及び処理に要する費用等の必要な諸経費を適切に考慮すること。なお、労務費については、建設業法第２０条の規定により、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費や労務費その他の経費の内訳を明らかにして建設工事の見積りを行うよう努めなければならないこととされている※ことから、この趣旨を踏まえ、各業種の実情に応じて、労務費の総額や、可能な場合においてその根拠となる想定人工の積上げによる積算を明示することが望ましい。さらに、建設キャリアアップシステム（以下「ＣＣＵＳ」という）による建設技能者の能力評価が進展しており、建設技能者の地位や技能を反映した具体的な労務費の見積りとすることが望ましい。

※ 改正法により、工事の種別ごとの材料費、労務費に加え、当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費（法定福利費等）を見積書に記載するべきことが明記された。

また、建設業法第２０条の２の規定により、建設工事の注文者（元請負人又は直近上

位の下請負人）は、当該建設工事に関し、地盤の沈下等の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、必要な情報を提供しなければならないことにも留意すること。

併せて、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について別途通知（令和６年８月１日国官参建第１１号）したので、その内容についても周知徹底を図ること。

２．原材料費等の高騰を踏まえた適正な請負代金の設定と適正な工期の確保

「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和４年４月２６日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）」において、現下の労務費、原材料費、エネルギーコスト等（以下「原材料費等」という。）の高騰を踏まえ、建設業における適正な請負代金の設定や適正な工期の確保等について、政府全体で取り組むこととされている。ついては、市場の原材料費等の実勢を適切に反映した価格設定となるよう十分留意するとともに、納期の長期化が見られる場合には、過発注や買い占めといった仮需を抑制し、工期設定や工程管理においても十分配慮すること。

また、原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や、納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、改正法により、契約の締結に当たって作成する書面においては価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更及び請負代金の変更額の算定方法に関する定めを書面に記載しなければならないこととされたことに留意し、工期又は請負代金の額を変更する必要があると認められるときは書面により契約の変更を行うよう、徹底すること。

さらに、改正法により、価格高騰等に伴う価格転嫁を円滑化するため、請負代金の額等に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認める場合は、受注者から注文者に対し請負契約の締結前までにその旨を通知しなければならないこととされ、当該事象の発生後受注者が請負代金の額の変更の協議を申し出た場合、注文者は誠実にこれに応ずる努力義務が課されることとなったところであり、発注者と元請負人の契約においても、本規定を踏まえ適切に協議することが重要である。

なお、元請負人が請け負った建設工事について、原材料費等の変動を理由として請負代金の額が変更されたときは、元請負人又は下請負人は、契約の相手方に対し協議を求めることができることに留意すること。

また、公正取引委員会において、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の１つに該当するおそれがある行為として、①価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと、②原材料費等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことの２つを挙げており、この点についても留意すること。

３．社会保険加入の徹底と一人親方との取引等の適正化

社会保険の加入にあたっては、建設業法により、建設業の許可・更新申請に際して、

社会保険の加入が許可要件とされている点、さらに、施工体制台帳において、工事に従事する者の社会保険の加入状況等を記載事項とすること等によって加入が促進されてきた。更なる社会保険の加入徹底にあたり、元請負人は下請負人を選定する際に、登録時に社会保険加入確認を行っているＣＣＵＳに登録している事業者を選定することが推奨されるとともに、元請負人による社会保険の加入状況の確認及び指導については、ＣＣＵＳの登録情報の活用を原則とする方針を周知徹底すること。なお、ＣＣＵＳを使用せず、社会保険の加入確認を行う場合は、社会保険に加入していることを証する関係資料のコピー（電子データ可）を提示させるなど、情報の真正性の確保に向けた措置を講ずること。

なお、平成２４年以降、社会保険加入の促進に向けた様々な取組を進めており、社会保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であることから、平成３０年６月からは、国土交通省直轄工事において、元請企業から提出された請負代金内訳書に記載された法定福利費の額を確認する取組を行ってきたところであるが、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成１７年法律第１８号。以下「品確法」という。）及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成１７年８月２６日閣議決定・令和元年１０月１８日変更。以下「品確法基本方針」という。）において、元請負人に限らず全ての下請負人を含む公共工事等を実施する者は、法定福利費を的確に反映した適正な額の請負代金を定める下請契約を締結しなければならないこととされている。

社会保険加入対策や労働関係法令の強化の一方で、法定福利費等の労働関係諸経費の削減等の規制逃れを意図した技能者の一人親方化が課題となっていることを踏まえ、元請負人は下請負人に対して、一人親方との関係を記載した請負通知書及び請負契約書の提出を求め、請負契約書の内容が適切であるかどうかを確認すること。また、一人親方が入場する現場において、働き方自己診断チェックリストを活用し一人親方が現場作業に従事する際の実態を確認すること。その際、労働者に当てはまる働き方になっている場合は、下請負人においては、雇用契約の締結を徹底し、元請負人においては、下請負人に対して雇用契約の徹底を促すとともに、改善が見られない場合は当該下請負人の現場入場を認めない取扱いとすること。

また、一人親方と建設企業の適正取引等の推進の観点から、下請負人が必要経費を十分含んだ請負代金で一人親方と契約を行うとともに、下請負人が一人親方と書面で契約を行うよう徹底すること。

４．適正な労務費、法定福利費及び安全衛生経費等の確保

建設業法第１９条の３に規定する「通常必要と認められる原価」には、労務費、材料費等の工事に直接必要な経費に加え、法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の掛金その他の労働者の雇用に伴う必要経費が含まれるものであり、下請契約においても、これらの必要経費が適正に確保されることが必要である。

元請負人においては、労務費に加え、受注時における社会保険料の事業主負担分及び

本人負担分を含んだ適正な法定福利費確保に努めること。なお、国土交通省が実施した「社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査」によると、いまだ高次の下請負人ほど十分に法定福利費を受け取れていない工事の割合が多い傾向が見られることから、必要な法定福利費及び労務費が確実に確保されるよう、下請負人に対し、見積条件に明示すること等により、法定福利費に加え、労務費の総額、またその根拠となる想定人工を内訳明示した見積書（各専門工事業団体において、法定福利費の内訳を明示するために作成された標準見積書を含む。以下同じ。）の提出を促すこと。さらに、提出された見積書を尊重して法定福利費及び労務費を適正に含んだ額により下請契約を締結すること。併せて、下請契約の締結にあたっては、社会保険料の本人負担分についても適切に請負代金に反映すること。

下請負人においては、注文者に対し、法定福利費に加え、労務費の総額、また可能な場合においてその根拠となる想定人工を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請負人に対し、同様の見積書の提出を促し、提出された見積書を尊重すること。併せて、自ら雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、法令が求める社会保険に加入させること。

また、建設工事標準請負契約約款に、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を明示することとされていることに留意すること。公共工事、民間工事を問わず、特に二次・三次以下の下請負人間で導入が進んでいない状況にあることから、受発注者間・元下間の各段階において、法定福利費が内訳明示された請負代金内訳書の活用徹底に向けて、公共発注者及び民間発注者の請負契約約款の改正に対応するとともに、建設工事標準請負契約約款の活用を周知徹底すること。

さらには、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和５年１１月２９日内閣官房及び公正取引委員会）では、労務費の転嫁に係る価格交渉について、「発注者」及び「受注者」それぞれが採るべき行動／求められる行動を１２の行動指針として取りまとめられているところ、労務費の適切な転嫁を実現していくため、この行動指針に沿った行為を行うこと。

安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施するうえで必要な経費であることから、各専門工事業団体に対して、令和５年８月に「安全衛生対策項目の確認表」の作成、令和６年３月に安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成を依頼しているところである。これを踏まえ、すべての建設企業が「安全衛生対策項目の確認表」及び「標準見積書」を活用し、下請企業から元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書に安全衛生経費を内訳明示することにより、安全衛生経費が適切に支払われるよう取り組むこと。

建退共制度については、公共工事においては、現場の技能労働者一人ひとりに掛金の充当が徹底されるよう、改めて、元請負人と下請負人との間における建退共制度関係事務を適切に行うこと。特に、元請負人は、下請負人が他の退職金制度を活用している場合等に慣用的に用いられてきた辞退届を使用せず、下請負人から提出される「建設業退職金共済制度加入労働者数報告書」を踏まえ、工事に従事する予定の労働者数、対象労働者数及びその就労予定日数の把握に努めること。

民間工事においては、公共工事に比べて建退共制度の普及が進んでいないことから、元請負人は、掛金納付に係る額を適切に見込んだ工事の見積りを行い、発注者に適切に請求することで事業主負担額分を確保する取組を推進する等、建設技能者が民間工事に従事する場合でも、公共工事と同様に退職金が受取れるような環境の整備に努め、下請負人の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。

元請負人においては、公共工事、民間工事の別を問わず建退共制度の掛金納付を一括して代行しこれを適切に行うことが、合理的かつ効率的な事務処理のみならず、建設労働者の福祉の増進と雇用労働条件の向上に資するものであるので、適切に運用されるように努めなければならないことに留意すること。

なお、建退共制度の手続きについては、令和３年４月より、電子申請方式の本格実施及び証紙方式の履行確認強化の運用を開始しており、令和４年８月からは、電子申請方式において元請負人又は一次の下請負人が下位事業者の掛金納付をまとめて実施する、一括作業方式の利用も開始されたところである。電子申請方式は証紙の貼付に係る事務負担の軽減に資するとともに、ＣＣＵＳとの連携により、就業実績に応じた掛金充当、履行確認に係る事務負担の軽減にもつながるものであることから、元請負人は、下請負人と連携し、ＣＣＵＳと連携した電子申請方式を積極的に活用すること。

５．建設工事の請負契約の締結

建設工事の請負契約の締結については、建設業法第１９条の規定に基づき、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容による請負契約書を用いて、具体的な工事内容、請負代金の額、着工及び完工の時期等の建設業法第１９条第１項各号に掲げる事項を明記して、当該建設工事の着工前に行うよう徹底すること。

特に、下請代金の支払時に、建設副産物の運搬及び処理に要する費用や、元請負人から一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の労働災害防止対策に要する費用等を相殺する（いわゆる赤伝処理）場合には、当該事項の具体的内容を、契約当事者の対等な立場における合意に基づき、請負契約書に明記すること。

また、請負代金の額を決定する際には、元請負人は下請負人からの見積りを十分に尊重し、契約当事者の対等な立場における合意に基づき、契約を締結することが求められる。よって、元請負人が下請負人と十分な協議をせず、又は下請負人から提案した協議に応じることなく一方的に請負代金の額を提示し、その額で下請負人に契約を締結させる行為（いわゆる指値発注）を行うことがないよう留意すること。

さらに、当初の契約どおりに工事が進行しないことにより、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じることとなった場合には、追加工事・変更工事（以下「追加工事等」という。）の着工前に書面により契約を変更するよう徹底すること。工事状況により追加工事等の全体数量等が直ちに確定できない場合には、元請負人は、①下請負人に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容、②当該追加工事等が契約変更の対象になること及び契約変更等を行う時期、③追加工事等に係る契約単価の額を記載した書面を追加工事等の着工前に下請負人と取り交わすこととし、契約の変更手続きについては、追加工事等の全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく行う

こと。

また、建設業法第１９条の５に規定されている、著しく短い工期による請負契約の締結の禁止は、全ての建設工事の請負契約に対して適用されることに留意すること。

なお、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象建設工事である場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないことに留意すること。

６．建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休２日の推進等

建設業においては、平成３１年４月より年５日の年次有給休暇の取得が義務化され、令和６年４月より罰則付きの時間外労働規制が適用された。時間外労働の上限規制の適用後においても、週休２日の確保や長時間労働の是正、適正な賃金水準の確保等、関係者と連携しながら建設業の働き方改革を強力に推進することが急務である。そのため、建設業法・建設業法令遵守ガイドライン・工期に関する基準・品確法・品確法基本方針等の趣旨を踏まえ、下請契約の場合においても、適正な工期の確保や適正な請負代金の設定、工事の進捗状況の共有、予定された工期で工事を完了することが困難な場合における適切な工期変更を行い、下請企業を含めた週休２日の確保や長時間労働の是正等に努めること。

その際、契約当事者のいずれもが時間外労働の上限規制を遵守できることを前提とした工期の設定に努めることが重要である。工期に関する基準においては、「建設工事に従事する者が長時間労働や週休２日の確保が難しいような工事を行うことを前提とする、著しく短い工期となることのないよう、受発注者間及び元下間で、適正な工期で請負契約を締結する」こと及び「前工程で工程遅延が発生した場合には、後工程がしわ寄せを受けることのないよう工期を適切に延長するとともに、竣工日を優先せざるを得ず、工期の延長ができずに工程を短縮せざるを得ない事情があるときは、元下間で協議・合意のうえ、契約工期内の突貫工事等に必要な掛増し費用等、適切な変更契約を締結」することを求めている。

また、発注者は「各工程に遅れを生じさせるような事象等について受注者から報告を受けた場合、受注者と共に工程の遅れの原因を明らかにし、その原因が発注者の責に帰すべきもの、受注者の責に帰すべきもの、不可抗力のように受発注者の責に帰すことができないものであるかを特定したうえで、受発注者間で協議して必要に応じて契約変更を行う」ことが求められているとともに、「契約変更が必要となったときは、発注者との間で変更理由とその影響を明らかにして工期変更を行うとともに、下請契約についても工期の適正化、特に前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せの防止に関する取組等を行う」こととされている。時間外労働の上限規制後においては、従前のような工期末付近での長時間労働が困難となることからも、受注者においては、後工程へのしわ寄せが生じないような工程管理に努めること。

加えて、同年３月に改定された工期に関する基準では、令和６年４月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るため、建設工事の「受注者は、

契約締結前又は変更契約が必要となる際に、時間外労働規制を遵守した適正な工期が確保された見積りを作成し、発注者に提出するよう努める」とともに、発注者は、「契約締結前又は変更契約が必要となる際に、時間外労働規制を遵守した適正な工期が確保された見積りが受注者から提出されたときは、その内容を確認し、尊重する」ことが盛り込まれたため留意すること。そのほか、建設業における働き方改革を推進する観点から、建設業法第１９条第１項第４号においては、契約書に「工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容」を記載することとされている。ただし、「工事を施工しない日又は時間帯」を定めない場合には、契約書に記載する必要はない。例えば、週休２日工事であっても特定の曜日を休日として定めることが困難である場合、他律的な要因により施工日や時間帯が決まるため、あらかじめ契約当事者間で合意ができない場合等がこれに該当する。

「工事を施工しない日又は時間帯」を定める場合には、あらかじめ自然要因等を考慮する必要があるが、実際には天候等の影響により工程に予期せぬ遅れ等が生じ、あらかじめ定めた「工事を施工しない日又は時間帯」にも施工を行わざるを得ない場合も想定される。このため、必要に応じて、契約書に『天候等の影響によっては、元請負人と下請負人で協議の上、あらかじめ定めた「工事を施工しない日又は時間帯」にも施工することができる』旨の記載をすること等により柔軟に対応すること。なお、この場合にも、週休２日の確保、長時間労働の是正等といった働き方改革の必要性に留意すること。

なお、週休２日の確保にあたっては、1か月の所定労働時間に対して賃金額を決める、いわゆる「月給制」により賃金を毎月安定的に支払うなど、週休２日の確保へのインセンティブが働く方策を導入することが考えられる。

７．施工管理の徹底

公衆災害や労働災害の防止及び建設生産物の安全性や品質を確保するため、見積・契約時における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の工程管理、工事目的物・工事用資材等の品質管理及び工事現場における安全管理等の施工管理のより一層の徹底に努め、発注者の信頼に応えうる適正な施工を確保すること。

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、公共工事においては下請契約を締結したとき、民間工事においては下請契約の請負代金の額が４，５００万円（建築一式工事は７，０００万円）以上となるときは、請負契約書の写し等、定められた書類を添付した施工体制台帳及び施工体系図の作成並びにその工事現場ごとの備え置き等を徹底すること。なお、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）において、公共工事の受注者は、施工体制台帳の写しの発注者への提出及び施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げる義務が課されているところ、改正法により、当該公共工事に関する工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置を講じている場合には、これら施工体制台帳の写しの発注者への提出を求めないこととされたので留意すること。

さらに、「施工体制台帳の作成等について」（令和４年１２月２８日国不建第４６６～

４６７号最終改正）においても、現場の施工体制の確認の更なる徹底が求められていることも踏まえ、より一層の下請契約の適正化に努めること。

また、建設業法施行規則により、建設工事の従事者の適切な処遇改善を図る観点から、建設工事の従事者の氏名や有する資格等の情報を施工体制台帳に記載することとされている点に留意すること。なお、施工体制台帳への記載に代えて、ＣＣＵＳに当該情報を登録し、必要に応じて書面に打ち出せるようにすることにより代替できることから、ＣＣＵＳを積極的に活用されたい。

加えて、デジタルサイネージ等のＩＣＴ機器を活用した施工体系図の掲示については、一定の要件を満たす場合、書面による掲示と同等の役割を果たしていると考えられ、建設業法第２４条の８第４項の規定による掲示義務を果たすものと考えて差し支えない。

建設工事の主任技術者の専任等に係る取扱いについては、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成２６年２月３日国土建第２７２号）や「監理技術者制度運用マニュアル（令和６年３月２６日国不建技第２９０号）三、（１）工事現場における監理技術者等の専任の基本的な考え方」に十分留意すること。

８．検査及び引渡し

元請負人は、下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から２０日以内で、できる限り短い期間内に検査を完了すること。

また、検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人からの申し出があったときは、特約がされている場合を除いて、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。

９．適切な下請代金の支払

建設業法第２４条の３において、労働者の雇用の安定を図る観点から、元請負人は、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切に配慮しなければならないこととされている。これを踏まえ、少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む。）については現金払とするよう支払条件を設定することとし、手形等による支払は慎むこと。労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む。）以外の支払において現金払と手形払を併用する場合には、支払代金に占める現金の比率を高めるよう努力すること。

「下請中小企業振興法（経済産業省、業所管省庁共管。）第３条第１項の規定に基づく振興基準」（以下「振興基準」という。）及び「下請代金の支払手段について」（令和３年３月３１日 20210322 中庁第２号・公取企第２５号。以下「手形通達」という。）において、下請取引の適正化に努めるよう要請されているため、元請負人は下請負人に対し、下請代金の支払をできる限り現金払により行う必要があるとされていることに留意すること。また、手形等で支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請負人の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を元請負人と下請負人で十分協議して決定するとされていることに留意すること。当該協議を行う際、元請負人と下請負人の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストにつ

いて具体的に検討できるように、元請負人は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すこととされていることに留意すること。なお、割引料等のコストについては、実際に下請負人が近時に割引をした場合の割引料等の実績等を聞くなどの方法により把握することが考えられる。加えて、手形期間については６０日以内とされていることに留意すること。

手形通達によって要請されている取組に加えて、振興基準において、約束手形をできる限り利用しないよう努めること、サプライチェーン全体で約束手形の利用の廃止等に向けた取組を進めることとされていること、また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ」（令和４年６月７日閣議決定）において、令和８年の約束手形の利用の廃止等に向けた取組を促進する旨閣議決定されていること、金融業界に対し、令和８年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討するよう要請されていることを踏まえ、建設業界においても、発注者も含めて関係者全体で、手形の利用廃止等に向けて、前金払等の充実、振込払及び電子記録債権への移行、支払期間の短縮等の取組を進めていくよう努めることが重要であることについても留意すること。

また、特定建設業者については、建設業法第２４条の６第３項の規定により、下請契約における代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形（以下「割引困難な手形」という。）を交付してはならないとされている。本年１１月から、下請代金支払遅延等防止法における「割引困難な手形」の運用が変更され、公正取引委員会では、手形の期間が６０日を超える手形を「割引困難な手形」として指導の対象にすることを踏まえ、建設業法第２４条の６第３項の「割引困難な手形」についても、同月から、手形の期間が６０日を超える手形を、同項が禁止する「割引困難な手形」に違反するおそれがあるものとして、指導の対象にすることとしているため、留意すること。

下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。また、元請負人が注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた時は、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、できる限り短い期間内に支払わなければならないことにも留意すること。なお、特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して５０日以内で、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければならないと定められている。そのため、特定建設業者の下請代金の支払期限については、注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた日から一月を経過する日か、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して５０日以内で定めた支払期日のいずれか早い期日となることに留意すること。

なお、前払金を受領した場合には、建設業法第２４条の３第３項に基づき、下請負人に対して必要な費用を前払金として適切に支払うよう配慮すること。

また、公共工事に係る前払金については、下請負人、資材業者等に対する前払金の適

正かつ確実な支払を確保するため、保証事業会社と保証契約を締結した元請負人は、前払金支払時においては、下請負人、資材業者等の口座への直接振込の方法が基本とされていることを踏まえ、直接振込の実施の徹底を図ること。加えて、中間前金払制度の適用対象工事については、同制度を積極的に活用することにより下請代金が適切に支払われるよう配慮すること。

また、工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しが完了した後に、正当な理由なく長期間にわたり下請代金の一部を保留金とすることがないよう徹底すること。

１０．下請負人への配慮等

発注者から直接工事を請け負った元請負人は、全ての下請負人に対し、建設工事の請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

公共工事等については、「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」を利用した資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払の適正化に配慮すること。

なお、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請負人が建設業法第１９条、第２４条の３、第２４条の５等の規定及び労働基準法等の建設工事に従事する労働者の使用に関する法令のうち一定の規定等に違反しないよう指導に努めるとともに、建設業法第４１条第２項及び第３項の適用があることを踏まえ、下請負人による技能労働者への賃金不払の防止に努めるなど下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

１１．技能労働者への適切な賃金の支払

建設業の高齢化が進行する中、担い手の確保のためには、技能労働者の処遇改善、特に適切な賃金水準を確保することが重要である。品確法及び品確法基本方針においては、市場における労務の取引価格を的確に反映した適正な額の請負代金を定める下請契約の締結や技術者・技能労働者に係る賃金等の労働環境の改善が、元請負人に限らず全ての下請負人を含む受注者等の責務とされているところである。

また、官民一体となって取り組んできた結果から、平成２５年４月以降これまで１２度にわたり公共工事設計労務単価が上昇したところであり、その都度、建設業団体あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を通知してきたところである。また、本年３月８日に行われた国土交通省と建設業団体との意見交換会において、技能者の賃上げについて「５％を十分に上回る上昇」を目標とすることを申し合わせ、総理大臣から、申合せに沿った賃上げの強力な推進をお願いしたところである。以上のことを十分に踏まえ、各団体及び建設企業においては、１２年続いている好循環の流れが途切れないよう、発注者からの適正価格での受注、見積依頼・提出を踏まえた双方の協議による適正価格での下請契約の締結、適切な水準の賃金の支払に関する下請負人や再下請負人への要請、重層下請構造の改善等の具体的な取組を展開するとともに、公共工事設計労務単価の上昇を十分に踏まえ、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう最大限努めること。また、技能労働者の処遇改善を図る上で、技能労働者の能力や経験に応じた賃金の支払いがなされることが重要である。技能労働者の

能力や経験に応じた賃金の支払いに向けた取組として、一部の元請企業においては、ＣＣＵＳの能力評価等を反映した手当の支給が進められているところであり、元請企業におかれては、このような取組についても積極的に活用されたい。こうした技能レベルに応じた手当等の支給や、技能者の地位や技能を反映した労務費の見積り、「ＣＣＵＳレベル別年収」の活用等の取組の普及には、ＣＣＵＳの能力評価がより一層普及することが重要なため､その周知･普及を行い技能労働者が能力評価を受けられるよう促すこと。また、本年４月から、原則としてＣＣＵＳに蓄積された就業履歴によらなければＣＣＵＳの能力評価の年数に加算されなくなったことから、建設キャリアアップカードを保有している建設技能者が適切かつ確実に就業履歴の蓄積ができるよう、元請負人は事業者登録を行った上、現場・契約情報の登録、施工体制登録、カードリーダーの設置等の就業履歴の蓄積が可能な環境整備を図ること。加えて、その工事に従事する下請負人に対して､事業者登録及び施工体制への登録､所属技能者の登録を適切に指導するとともに、一人一人の建設技能者が各現場においてカードタッチ等により就業履歴を蓄積するよう適切に指導すること。

１２．インボイス制度開始後の免税事業者との適正な取引

昨年１０月１日から消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されている。

下請負人との取引においては、元請負人が、自己の取引上の地位を不当に利用して、免税事業者である下請負人に対し、一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為や、免税事業者である下請負人に課税事業者への転換を要請し、それに応じて課税事業者に転換した下請負人に対し、一方的に取引価格を据え置く行為は、建設業法や独占禁止法の規定に違反する行為として問題となるため十分留意すること。その上で、下請負人との取引にあたっては、消費税相当額の取引価格への反映の必要性等について、下請負人と十分な協議を行い、双方対等な立場における合意に基づいて取引価格の設定を行うこと。

また、建設業法違反が疑われる不適正な取引については、各地方整備局等に設置されている「駆け込みホットライン」において相談を受け付けているので、当該窓口を活用するとともに、引き続きその周知に努めること。

１３．国土交通大臣等への通報を理由とする不利益取扱いの禁止

建設業法第２４条の５の規定により、元請負人に不当に低い請負代金での請負契約の締結、不当な使用資材等の購入強制及び正当な理由がない長期の支払い保留等に係る建設業法上の義務違反行為があるとして下請負人が国土交通大臣等（当該元請負人が許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事をいう。）に通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないことに留意すること。

１４．建設工事の関係者への配慮

下請中小企業振興法は、下請中小企業を育成・振興する支援法としての性格を有する法律であり、広く下請振興を図る観点から、全ての取引が対象となっている。そのため、建設工事の請負契約の元請・下請間だけでなく、建設工事に関係する、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者及び建設関連業者等との取引においても、振興基準に示す、対価の決定の方法の改善、下請代金の支払方法の改善及び働き方改革の促進を阻害する取引慣行の改善等の配慮を徹底し、下請中小企業を含むサプライチェーン全体で付加価値向上を目指すことができるような、親事業者と下請事業者の相互理解と信頼によって支えられる互恵的な取引関係を構築すること。また、上記１から１３までの事項に準じた配慮をすること。

島田市入札・契約制度の改正事項及び注意事項

資料３

１．入札・契約制度の改正事項

（１）最低制限価格制度の制定　P49

本市においては、低入札価格調査制度を導入しダンピング受注の防止を図ってきましたが、更なるダンピング受注の防止の徹底を図りたく、新たに最低制限価格制度を制定しました。（令和５年10月１日施行）

（２）公共建築工事共通費積算基準等の改定について　資料なし

国の公共建築工事共通費積算基準等が令和５年３月に改定され、県は建築工事共通費積算基準等を令和５年８月に改定し、令和５年10月1日以降に設計積算するものから適用しています。当市においては、令和６年４月１日以降に入札手続きを開始する工事から適用しています。

（３）島田市週休２日工事（土木工事等）実施要領の一部改正について　P51

国や静岡県と同様に受注者希望型を廃止しました。また、実施要領を土木工事等とし、対象工事を明確にしました。（令和６年４月１日施行）

（４）島田市週休２日工事（建築工事）実施要領の制定について　P53

当市において定めがなかった建築工事(建築設備工事を含む）の実施要領を制定しました。（令和６年４月１日施行）

（５）電子契約について　P56

予定価格が130万円を超える建設工事請負契約及び予定価格が50万円を超える建設工事関連業務委託契約のうち、事業者が電子契約を希望する場合、電子契約の締結が可能となっています。(事業者の電子契約サービス利用料はかかりません）

この電子契約の導入に伴い、書類の提出等に変更があります。

２．連絡事項

（１）令和７・８年度　入札参加資格審査申請の受付について（スケジュール案）

周知方法	広報しまだ	11月号
	市ホームページ	11月上旬掲載
受付期間	市内	令和6年12月上旬～12月中旬
	市外	令和7年　1月中旬～ 1月下旬

（２）情報共有システム（ＡＳＰ）の活用について

令和7年度契約分からの導入に向けて現在検討中。

３．入札・契約の注意事項

（１）内訳書の作成、送付にあたって

①計算の誤り、記載の誤りがないかもう一度確認。
②添付はＰＤＦでお願いします。

（２）経審（経営規模等評価結果通知書）を更新したら・・・

通知書が手元に届いたら、速やかに、写しを契約検査課にメール又は郵送してください。

※島田市の入札・契約に関する情報については、島田市ホームページにてお知らせしていますので、ご覧ください。
『島田市ホームページ』→「行政情報」→「産業・ビジネス」→**「入札・契約」**

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の概要

競争入札を行った場合、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者と契約することが、会計法及び地方自治法の原則となっているが（最低価格自動落札）、例外として、低入札価格調査制度及び最低制限価格（地方公共団体のみ）により、契約の適切な履行がなされない懸念がある場合には、これを契約から排除することとされている。

低入札価格調査制度

（国土交通省における調査基準価格）
契約ごとに、2／3 ～ 8．5／10 の範囲内で、直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費×1/5 の算定式により設定

最低制限価格制度

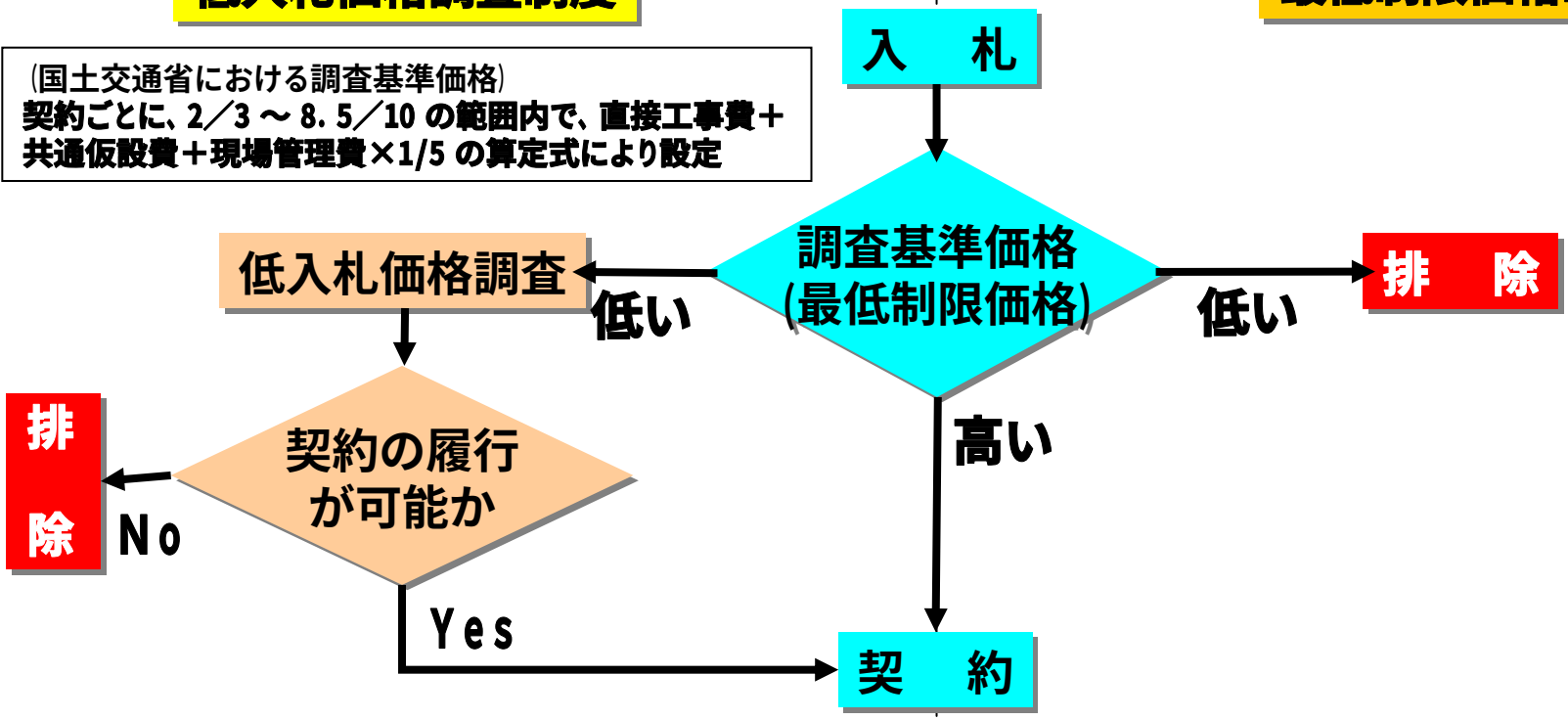

○会計法§29の6 (契約の相手方)
・予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約
・ただし、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の次順位者との契約
○予決令§85
・契約の履行されないおそれがあると認められる場合の基準を作成

○地方自治法§234 (契約の締結)
・予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約
・ただし、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の次順位者との契約
○地方自治法施行令§167の10第2項
・予め最低制限価格を定め、最低制限価格以上の価格者と契約可能

【概 要】

建設工事		建設業関連業務委託	
最低制限価格制度	低入札価格調査制度	最低制限価格制度	低入札価格調査制度
・競争入札による予定価格130万円を超え5,000万円未満が対象 ・総合評価落札方式は除く ・解体工事は除く	・競争入札による予定価格5，000万円以上が対象 ・総合評価落札方式が対象 ・解体工事が対象	・競争入札による予定価格50万円を超え500万円未満が対象 ・総合評価落札方式は除く	・競争入札による予定価格500万円以上が対象 ・総合評価落札方式が対象

【制定及び一部改正を行った要領】

種 別	名 称
新規制定	島田市建設工事に係る最低制限価格制度実施要領
新規制定	島田市建設業関連業務委託に係る最低制限価格制度実施要領
一部改正	島田市建設工事に係る低入札価格調査制度による調査等実施要領
一部改正	島田市建設業関連業務委託に係る低入札価格調査制度実施要領

【施行日】
令和5年10月1日

島田市週休２日工事（土木工事等）実施要領

最終改正　令和６年４月１日

（目的）

第１条　この要領は、建設業界において若年層の入職者数が減少しており、公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保が重要な課題となっていることに鑑み、建設現場において週休２日の取得が可能な環境づくりを推進し、その労働環境を改善するため、週休２日の工事を実施することにより、建設産業における担い手を育成し、及び確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休２日　対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間　工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（６日間)、夏季休暇（３日間)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

(3) 現場閉所　対象期間において、現場事務所での事務作業を含め１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合は除く。

(4) 現場閉所率　対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数／対象期間日数）で算定する。28.5％以上の場合を「４週８休以上」、25％以上28.5％未満の場合を「４週７休以上４週８休未満」、21.4％以上25％未満の場合を「４週６休以上４週７休未満」とする。

（対象工事）

第３条　この要領の対象となる工事は、島田市が発注する土木工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準、治山林道必携、水道事業実務必携及び下水道用設計標準歩掛表(管路、ポンプ場・処理場)により積算する工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

(1) 施工に必要な実日数（実働日数）が20日未満と見込まれる工事

(2) 通年維持工事及び災害復旧工事

(3) 市長が対象工事に適さないと判断する工事

（発注）

第４条　週休２日工事は、発注者指定型による発注とする。

２　前項の規定により発注するときは、島田市週休２日工事(土木工事等)特記仕様書（別紙１）を添付し、４週８休以上の達成を前提とした補正係数により費用を計上し発注するものとする。

（実施方法）

第５条　週休２日工事の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 受注者は、現場着手日までに４週８休以上の現場閉所計画表（別紙２を参考に作成する計画表をいう。以下同じ。）を監督員に提出し、これに基づき施工するものとする。

(2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更した現場閉所計画表を監督員に提出するものとする。

(3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料の提出を求め、現場閉所率について確認するものとする。

(4) ４週８休以上の現場閉所を確保することができなかった場合は、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

（費用の計上）

第６条　週休２日工事の費用計上は、対象期間中の現場閉所の状況に応じ、別表に定めるところにより、それぞれの経費に補正係数を乗じて行うものとする。

附　則

この要領は、令和元年８月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年７月１日から施行し、同日以降、入札公告、指名通知又は見積依頼を行うものから適用する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知又は見積依頼を行うものから適用する。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知又は見積依頼を行うものから適用する。

別表（第６条関係）

補正係数	４週６休以上 ４週７休未満	４週７休以上 ４週８休未満	４週８休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

島田市週休２日工事（建築工事）実施要領

（目的）

第１条　この要領は、建設業界において若年層の入職者数が減少しており、公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保が重要な課題となっていることに鑑み、建設現場において週休２日の取得が可能な環境づくりを推進し、その労働環境を改善するため、週休２日の工事を実施することにより、建設産業における担い手を育成し、及び確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休２日　対象期間において、４週８休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間　工期のうち、準備期間と片付け期間を除く期間をいう。なお、年末年始休暇（６日間)、夏季休暇（３日間)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(3) 現場閉所　一つの工事現場で概ね同期間に施工される関連工事（以下、「関連工事」という。）を含めて、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息　分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業がない状態をいう。

(5) 現場閉所(現場休息)率　対象期間内の現場閉所(現場休息)日数の割合（現場閉所(現場休息)日数／対象期間日数）をいい、現場閉所(現場休息)率が28.5％以上の場合を４週８休以上、25％以上28.5％未満の場合を４週７休以上４週８休未満、21.4％以上25％未満の場合を４週６休以上４週７休未満とする。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（対象工事）

第３条　この要領の対象となる工事は、島田市が発注する建築工事（建築設備工事を含む）を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

(1) 施工に必要な実日数（実働日数）が20日未満と見込まれる工事

(2) 市長が対象工事に適さないと判断する工事

（発注）

第４条　週休２日工事は、発注者指定型による発注とする。

２　前項の規定により発注するときは、島田市週休２日工事（建築工事）特記仕様書（別紙１）を添付し、４週８休以上の達成を前提とした補正係数により費用を計上し発注するものとする。

（実施方法）

第５条　週休２日工事の実施方法は、次のとおりとする。

(1)　現場閉所（現場休息）の確認方法

ア　対象期間開始前

（ア）「対象期間」の設定として、準備期間、後片付け期間及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と発注者間協議により設定する。

（イ）受注者は「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した実施工程表等を監督員に提出し、監督員は週休２日が確保されていることを確認する。

（ウ）分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで実施工程表等を作成する。

イ 対象期間中

（ア）工程計画の見直し等が生じた場合には、受注者はその都度「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した実施工程表等を監督員に提出し、監督員は見直し後の計画を確認する。なお、実施工程表等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

（イ）監督員は、受注者が作成する「現場閉所（現場休息）日」が記載された実施工程表等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。

ウ 現場閉所（現場休息）率確認時

（ア）受注者は、工事図書提出時に、「現場閉所（現場休息）日」を記載した実施工程表等を監督員に提出する。

（イ）監督員は、受注者から提出された上記の書類により現場閉所（現場休息）の状況を確認する。

エ その他留意事項

（ア）受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合は、対象期間開始前に受注者と発注者間で協議を行うこととする。

（イ）受注者及び監督員は関連工事受注者その他関係者と協力し、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離又は分割で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

（ウ）工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要が生じた場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。

（エ）監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、実施工程表等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2)　適正な工期の確保

「公共建築工事における工期設定の基本的な考え方」等に基づき、全体工期のし

わ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。特に新築工事については、(一社) 日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

(費用の計上)

第６条　週休２日工事の費用計上は、対象期間中の現場閉所(現場休息)の状況に応じて労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して行うものとする。なお、費用の補正に係る積算等の方法は、静岡県が定める「静岡県週休２日推進工事（建築工事）積算要領」を準用し、費用の計上を行うものとする。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行し、同日以降、入札公告、指名通知又は見積依頼を行うものから適用する。

ポスト　シェアする 0　いいね！ 0

更新日：2024年4月15日

電子契約

電子契約の導入について（令和6年2月29日掲載）

導入目的

「島田市デジタルトランスフォーメーション推進計画」のアクションプランに基づき、行政手続きのオンライン化の取組を推進するために電子契約を導入します。今までは、市と事業者が建設工事等の契約を行う際に、紙の契約書で契約を締結していましたが、契約の相手方である事業者が紙と電子データのどちらかを選択して、契約できるようになります。

電子契約とは

民間事業者が提供する電子契約サービスを利用し、電子署名を付与した契約書の電子データを作成し、クラウド上で契約を締結します。電子契約サービスは、利用にあたって特別なシステムをインストールする必要はなく、インターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用可能です。

導入効果

電子契約にすることにより、収入印紙や契約書の郵送代が不要となり、また、紙の契約書の作成や市役所に届ける手間がなくなるため、事業者の経費削減、利便性の向上が図られます。

電子契約サービス提供事業者

GMOグローバルサイン・ホールディングス（株）

対象

契約検査課で執行する建設工事（予定価格が130万円超）及び建設工事関連業務委託（予定価格が50万円超）の入札・見積合せにおける契約のうち、契約相手方が電子契約を希望する案件
※変更契約は対象外
※令和6年3月1日以降に入札公告等を行うものが対象となります。
※電子契約対象案件については、入札情報サービス（PPI）でお知らせします。
※電子契約運用開始後においても、契約相手方の希望により、紙での契約締結も可能です。

利用方法（令和6年4月15日更新）

電子契約締結までの流れ(XLSX 12.5KB)
※電子契約の利用を希望する場合は、工事等担当課に「電子契約用メールアドレス届出書」を提出してくださ
い。電子契約用メールアドレス届出書（様式）(DOCX 17.8KB)
各課のメールアドレス一覧（「各課のメールアドレス一覧」のページに移動します。）
※紙契約との変更点、電子契約用メールアドレス届出書、電子署名方法、電子署名の確認方法、お問い合わせ

入札・契約

郵便入札
競争入札参加資格
発注見通し・入札公告・入札結果
電子入札
入札に関するお知らせ・規則・要領・様式
工事検査
電子契約

コミュニティバス案内
島田市こども館のご案内
島田市立図書館のご案内
防災情報
救急・休日診療
申請書ダウンロード

先については、次の説明会資料抜粋のとおりです。説明会資料抜粋(PDF 1.83MB)
＜参考＞
・落札証明書の電子データ（PDF）による提供について
落札証明書については、必要な方は、開札日の翌日午後3時以降に契約検査課まで取りに来ていただいておりますが、急ぎで必要な方については、落札証明書の電子データを提供します。希望する場合は、契約検査課に落札証明書の電子データ提供依頼のメールを送信いただくとともに電話連絡をお願いします。
メールを送信していただく際には、メールタイトルは、「落札証明書（案件名）の提供依頼」とし、メール本文には、「開札日、案件名、事業者名、担当者氏名、電話番号」を記載してください。
【契約検査課】メールアドレス：keiyakukensa@city.shimada.lg.jp 電話番号：0547-36-7220

・契約書に添付する建設リサイクル法の様式について
市確認欄の押印を廃止することとしたため、押印廃止後の様式を掲載します。
様式（「入札に関する様式」のページに移動します）

・建設業退職金共済に係る掛金収納書について
これまで契約書に貼布していましたが、掛金収納書の提出用台紙に貼り付けて提出することも可能としましたので、提出用台紙を掲載します。
提出用台紙（「入札に関する様式」のページに移動します）

電子契約の導入に係る事業者向け説明会（開催済み）

1 日　　時　令和6年1月29日（月） 14：00～15：00
2 開催方法　対面及びオンライン（ZOOMウェビナー）
3 会　　場（対面）島田市役所 新庁舎3階 大会議室

電子契約導入説明会における質問回答一覧(PDF 62.1KB)
補足事項
・落札等決定後、市の工事等担当者が、速やかに決定事業者に工事等担当者氏名を電話等でお伝えします。
・併せて、契約保証方法、電子契約の希望の有無を聞き取りします。
※保証書等は、これまで同様契約締結日までに紙で工事等担当課に提出してください。
＜説明会資料＞
次第(PDF 36.6KB)
説明会資料(PDF 2.56MB)

カテゴリー
入札・契約

お問い合わせ

行政経営部契約検査課契約・検査担当
電話: 0547-36-7220
お問い合せフォーム

PDFファイルをご覧いただくためには、Adobe Readerのプラグイン（無償）が必要となります。お持ちでない場合は、お使いの機種とスペックに合わせたプラグインをインストールしてください。
Adobe Readerをダウンロードする

電子契約の流れ

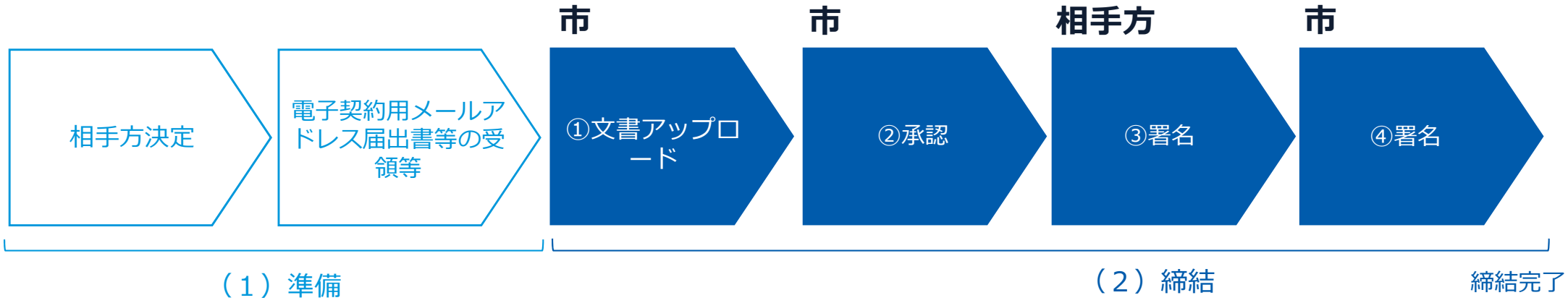
市
市
相手方
市
相手方決定
電子契約用メールアドレス届出書等の受領等
①文書アップロード
②承認
③署名
④署名
（1）準備
（2）締結
締結完了

電子契約の流れ

担当者（メールアドレス）	承認者（メールアドレス）	第一署名者(相手方署名者)	第二署名者(市の署名者)
工事等契約担当職員 （課アドレス）	課長、参事、課長補佐 係長のうち１人 （個人アドレス）	相手方の署名権限者	工事等契約担当職員 （課アドレス）

担当者

工事等契約担当職員

GMOサイン内の「契約を締結」から契約書一式をアップロードします。

承認者

課長、参事、課長補佐、係長

承認者の個人アドレスに内容確認の依頼が届きますので、アップロードされた文書の確認を行い、承認します。
※いずれか１人が確認

第一署名者

決裁権者（相手方）

事前に提出されたメールアドレスに署名依頼が届きますので、内容確認後、署名します。

第二署名者

工事等契約担当職員

第一署名者の署名完了後、課アドレスに署名依頼が届きますので、工事等契約担当職員が署名します。

電子契約の運用 ｜ 紙契約との変更点

電子印鑑なら GMOサイン

紙での契約事務との主な変更点

1　「電子契約用メールアドレス届出書」の提出

・電子契約を希望する場合は、「電子契約用メールアドレス届出書」に必要事項を記入し、落札等決定通知日（原則木曜日）の翌日の16時までに工事等担当課にメール等で提出してください。
・電子契約対象案件については、入札情報サービス（ＰＰＩ）でお知らせし、設計図書等とともに「電子契約用メールアドレス届出書」の様式を掲載します。

2　建設リサイクル法に関する書類の提出

・契約書に添付する建設リサイクル法に関する書類については、関係書類を落札等決定通知日の翌日の16時までに工事等担当課に提出してください。
・なお、契約書に添付する様式については、市確認欄の押印を廃止するため、メールでのやり取りが可能になります。

3　契約の流れ

・市が、電子契約サービス上に契約書類一式をアップロードし、事業者に契約書等の内容の確認及び電子署名の実施を依頼します。
・次に事業者は契約書等の内容の確認を行い、内容に誤りが無ければ電子署名を行います。
・その後、市が電子署名を行い、市が電子署名をした時点で、契約が確定します。

紙での契約事務との主な変更点

4　電子契約の締結日と電子署名について

・市は、落札等決定通知日から起算して７日以内の日を契約書に記載してアップロードします。（落札等通知日から起算して７日目が祝日の場合は、その翌日を契約締結日とすることがあります。）
・契約書に記載した日が電子契約の契約締結日となります。
・**地方自治法では、双方が電子署名をした時点で契約が確定することとなっているため、原則は契約書に記載されている日までに双方が電子署名を行う必要があります。**

5　契約の効力について

・契約書に記載されている日とタイムスタンプで記録されている日が異なる場合は、契約書に記載されている契約締結日から電子契約の効力が発生するものとします。
・そのため、契約の効力に関して定めた「電子契約に関する特記仕様書」を電子契約書に添付します。

6　仲裁合意書について

・仲裁合意書は、電子契約における契約書類一式に含めるため、電子署名をすると、仲裁合意が成立します。
・市が、必要事項を記入した仲裁合意書を契約書類としてアップロードします。

紙での契約事務との主な変更点

7　建設業退職金共済事業掛金収納書について

・建設業退職金共済事業掛金収納書は、これまで契約書に貼布していましたが、電子契約の場合は、専用の掛金収納書提出様式に貼り付けて、工事等担当課窓口へ提出します。
・専用の掛金収納書提出様式は、市のホームページに掲載します。
※紙契約の場合は、どちらで対応していただいてもかまいません。